

第1章 総 則

第1条 目 的

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利及び県の情報公開の総合的な推進に関する事項について定めることにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的とする。

〔趣旨〕

- 1 本条は、条例の目的を定めたものである。
- 2 県の各機関は、県民の福祉を増進させるために様々な活動を行っているが、これらは県民から委任を受けて県民に代わって実施しているものである。従って、県の機関には、活動実績、現状、将来の計画等について県民に説明する責務があるとともに、県が保有する情報はすべての県民の共有財産であるから、公開することに支障がない限り県民の求めに応じてこれを公開していく責務がある。
- 3 この条例は、県の機関が前記の責務を果たしていくことによって、県民参加による一層公正で開かれた県政を推進していくことを究極の目的とし、狭義の情報公開である公文書の開示及び広義の情報公開である情報の提供について定めたものである。
- 4 「公文書の開示を請求する権利について定める」とは、県民には県の機関が保有している公文書の開示を求める権利があり、県の機関にはこれに応じる義務があることを明らかにするというこの条例の第1の趣旨を規定したものである。「開示を請求する権利」は、国民主権やこれを地方自治の場に移した地方自治の本旨という民主的な統治機構の構築を目指した憲法の基本的な理念を背景とするものである。特に、社会経済情勢がダイナミックに変貌し、行政需要も複雑化かつ高度化している現代社会においては、この権利の制度的な保障が不可欠となっている。
- 5 「県の情報公開の総合的な推進に関する事項について定める」とは、県が情報提供施策の充実等により情報公開を積極的に進めていくことを明らかにするというこの条例の第2の趣旨を規定したものである。県の機関が県民に説明する責務を全うするという観点からすると、県民からの公文書開示請求を待って開示するだけでは足りず、県の機関は県民が求める情報の的確な把握に努め、これを分かりやすく整理し、県民が容易に入手できるように利便性の供与に努めなければならない。

なお、この条例は、不特定多数の者に対して情報を公開するための一般的なルールを定めたものである。したがって、地方自治法第98条第1項、刑事訴訟法第197条第2項、弁護士法第23条の2第2項、民事訴訟法第186条等の法令の規定に基づく照会等に応じるかどうかはもとより、法律、他の条例、要綱等に基づく閲覧制度や公表制度については、それぞれの制度の目的や当該情報の内容に沿って総合的に判断する必要があるが、この条例の基準や手続が準用されるものではない。

第2条 定義

第1項 実施機関

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、県警本部長、労働委員会、収用委員会及び内水面漁場管理委員会並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

〔趣旨〕

本条第1項は、この条例による情報公開を実施する機関について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 実施機関は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）及び警察法（昭和29年法律第162号）により、県の機関として独立して事務を管理執行する権限を有する機関であり、各実施機関の行政組織規程等により定められた本庁各課室及び出先機関並びに条例により設置された教育機関の全体を含む。
- 2 現在、本県においては公営企業管理者が置かれておらず、地方公営企業法第8条第2項の規定により管理者の権限は知事が行うこととなっているため、本項中「知事」には、いわゆる執行機関としての地方公共団体の長である知事の外、地方公営企業の管理者の権限を行う知事も含まれる。
- 3 地方独立行政法人栃木県立がんセンターも、本条例の実施機関に含まれる。

第2項 公文書

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書及び図画（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

〔趣旨〕

- 1 本条第2項は、開示請求の対象となる「公文書」の範囲を定めたものである。
- 2 開示請求の対象となる公文書は、①「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した」ものであること、②「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している」ものであることの二つの要件を満たすすべての文書とするものである。
- 3 ただし、このような定義をすると情報公開制度の対象にする要請が低い一般に入手可能な書籍等も対象となってしまうことから、適用除外事項を設けたものである。

〔解釈〕

- 1 「実施機関の職員」とは、本条第1項に定める各実施機関において何らかの職を占めるすべての者をいい、特別職・一般職、常勤・非常勤を問わない。
- 2 「職務上作成し、又は取得した」とは、職員が職務の遂行者としての公的立場において作成

し、又は取得したという趣旨である。「職務」とは、実施機関の職員が、法令、条例、規則、規程、訓令等により、与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいい、地方自治法第2条第9項第1号に規定する事務（法定受託事務）及び同法第180条の2又は第180条の7により、実施機関が受任し、又は補助執行している事務に関するものも含まれる。

- 3 「文書」とは、文字又はこれに代わるべき符号を用いて、「図画」とは、象形を用いて、ともに永続性を持った状態で、ある物体の上に記載された意思の表示をいう。「図画」には写真やスライドフィルムも含まれる。「電磁的記録」とは、磁気テープ、光ディスクその他再生機器等を用いなければ、人の知覚によって内容が直接認識できない方式で記録された一切のものをいう。この結果、情報が記録されている媒体の種類を問わずに開示請求の対象となることとなる。
- 4 「当該実施機関の職員が組織的に用いるもの」とは、実施機関の職員が組織的な業務の必要性から利用するものをいう。したがって、職員個人の検討段階にある文書や、職員が記憶しておくべき事項を個人的に記録したメモは含まれないが、こうした文書であっても、組織的な検討に付したり、組織の供覧に付した後はこれに該当する。具体的には、知事部局であれば、本庁課長又は出先機関の長が記録された内容を了知しているものはすべて該当するほか、それ以下の職位にある職員が専決又は代決により処理した文書あるいは、事務処理の結果を記録した各種の台帳等も該当する。作成又は取得された文書が組織的に用いるものといえるかについては、文書の作成又は取得の状況、当該文書の利用の状況、保存の状況などを総合的に考慮して実質的な判断を行うこととなる。
- 5 「当該実施機関が保有しているもの」とは、実施機関がそれぞれに定めている文書管理規則等の規定するところにより、公的に支配している状態にあるものをいう。保存年限が到来した公文書であっても、廃棄の手続が執られていない場合には、「保有しているもの」に当たる。
また、一時的に文書を借用している場合や預かっている場合など、当該文書を支配していると認められない場合には、保有しているとはいえない。
- 6 「官報、公報、新聞、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」とは、市販するために作成される出版物等をいい、現に市販されているもののほか、過去において市販されていたもの、市販するために編集途中にある文書等将来市販されることが確実なものも含む。

〔運用〕

- 1 本項では、公文書を公的な性格を有しているかどうかに着目して定義している。したがって、本項の要件を満たしている文書は、決裁権者の決裁が済んでいるかどうか、あるいは索引目録に登載されているかという形式的な要件にかかわらず開示請求の対象となるものである。
- 2 開示請求に対する公文書の開示は、現に実施機関が保有している公文書をそのまま開示することを原則とするので、新たな文書を作成する必要はない。ただし、実施機関は、公文書が県民の共有財産であるとの認識の下に、県民の求めに応じて開示することを前提に、分かりやすい公文書の作成に努めなければならない。
- 3 市販されている出版物等については、自ら購入するか図書館等を利用することで目的を達することができるので、開示請求の対象にはしない。しかし、過去において市販されていたもので、現在は絶版により現実に入手することが困難であり、かつ図書館等にも配架されていない印刷物等もある。こうした事情を個別に判断することは困難であることから、一度市販されたものは対象外とするものであるが、実施機関が作成に関わったものなど、実施機関の説明する責務を全うするという観点から、必要があれば情報提供をしていくものとする。

第3条 条例の解釈及び運用

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、この条例の解釈及び運用をするに当たっての基本的な考え方を定めたものである。
- 2 前段においては、この条例の解釈、運用に当たって、県民の開示請求権を十分に保障するよう行わなければならない旨を定めている。
- 3 後段においては、その場合においても、個人に関する情報については最大限の配慮をしなければならない旨を定めている。

〔解釈〕

- 1 「公文書の開示を請求する権利が十分に保障されるようこの条例を解釈し、運用する」とは、この条例の基本理念である原則公開の精神を表したものである。権利の十分な保障ということとは、公文書の開示をするかどうかの判断ばかりでなく、公文書の開示の請求に係る手続の上にも反映されなければならない。特に、次の事項について留意するものとする。
 - (1) 開示請求者が求める情報の内容を適切に把握することに努めるとともに、実施機関が保有する公文書の内容、分量等の公文書を特定するための情報の提供に努めること。
 - (2) 条例第7条（公文書の開示義務）各号において開示義務を免除されている情報に該当するかどうかの判断に当たっては、原則公開の基本理念に基づき適正に判断すること。
 - (3) 公文書の開示をするかどうかの決定、公文書の開示の実施、審査請求があった場合の手続等については、迅速に行うよう努めること。
- 2 原則公開である公文書開示制度においても、個人のプライバシーの保護については、基本的人権の尊重という観点から最大限配慮されなければならないものであり、プライバシーの保護は、この条例の基本理念の一つとされている。プライバシーに関する情報の範囲は明確になっていない状況であるため、条例第7条第2号（個人に関する情報）では広く個人に関する情報について開示義務を免除しているところであるが、同号ただし書又は条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）に該当するとして個人に関する情報を開示しようとする場合には、正当な理由なく当該個人の権利利益を侵害することのないよう最大限の配慮をすることが本条後段において実施機関に対し義務付けられている。

第4条 適正な請求及び使用

第4条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に則し、適正な請求をするとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、この条例に基づき公文書の開示を請求しようとするもの及び開示を受けたものの責務について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするもの」は、この条例の目的に則して、適正に開示請求権を行使する義務及び開示によって得た情報を適正に使用する義務を負う。
- 2 もっぱら実施機関の通常の事務処理を阻害する目的で開示請求を行うことは許されない。もつとも、このような請求は、権利濫用の一般法理によっても排除することが可能と考えられるが、開示請求権者の注意を喚起するためにこの規定が設けられたものである。
- 3 開示によって得た情報をもとに違法又は不当な行為を行うことも、もとより許されることではない。

なお、公文書開示制度は原則としてその利用目的を問わない制度であるので、本条に違反した者に対する罰則規定は設けていないが、権利の濫用に該当すると明らかに認められる開示請求があった場合には、実施機関がこれに応じる義務が免除されると考えられる。

第2章 公文書の開示

第5条 公文書の開示を請求できるもの

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

〔趣旨〕

- 1 本条は、「公文書の開示を求める権利」を有するものの範囲について定めたものである。
- 2 条例の目的には、「県政に関し県民に説明する責任を全うするようにする」ことや「県民の県政への参加を推進する」ことが掲げられており、主として県民が公文書の開示を請求することを想定し、権利としての制度的な保障を行っているものである。

しかし、県が行う行政サービスの客体は必ずしも県民に限定されないこと、県政情報が行政区域を越えて重要な意味を持つ場合があること、県外のものからの県政情報に関する関心が高まっていることなどから、県政に関連又は関心を有しているものに、県民、県民以外の区別なく、県が保有する情報を入手できる機会を保障し広く門戸を開くことには積極的な意義があり、また、「一層公正で開かれた県政の実現に寄与する」という条例の最終的な目的にかなうと考えられるため、公文書の開示を請求できるもの（以下「請求権者」という。）を「何人も」と定めているものである。

〔解釈〕

- 1 「何人」には、日本国民のほか、外国人も含まれる。また、自然人、法人のほか、法人でない社団又は財団（学会、学校の同窓会、PTA、自治会、主務官庁の許可を受けていない財団等法人格（権利能力）を持たない社団又は財団）であって行政不服審査法及び行政事件訴訟法（民事訴訟法を準用）の規定による救済を求めるための要件である代表者又は管理人の定めがあるものも含まれる。
- 2 請求権者は、この条例の定めるところに基づいて、実施機関に対して公文書の開示を請求することができ、実施機関が公文書の全部又は一部を開示しない旨の決定をしたことに対して不服のあるときは、行政不服審査法の定めるところに従い実施機関に対し救済を求めることができる。また、行政事件訴訟法の定めるところに従い司法救済を求めることもできる。

〔運用〕

- 1 代理人による請求も認められるので、この場合には代理関係を証明する書類の提出を求める。
- 2 未成年者からの公文書開示請求であっても、原則として、当該請求を認めるものとする。この場合、当該未成年者が、公文書開示制度の趣旨、開示された公文書の意義、内容等を十分に理解することが困難であると認められる場合には、親権者等法定代理人の立会いを求めたり、法定代理人から請求してもらうことを妨げるものではない。

なお、未成年者からの請求には、いわゆる情報提供で対応できる場合も多いと思われるため、必要に応じて相談に応じるとともに、適切な情報の提供に努めることとする。

第6条 開示請求の手続

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人又は法人でない社団若しくは財団にあってはその代表者又は管理人の氏名
- (2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

〔趣旨〕

本条は、公文書の開示請求の方法及び開示請求書に形式上の不備がある場合の手続を定めたものである。

〔解釈〕

1 公文書の開示請求は、開示請求者の権利の行使として、公文書の開示をするかどうかの決定という行政処分を法的に求める手続であり、場合によっては、審査請求、行政事件訴訟につながることも予想される。したがって、請求権者であることやその請求に係る内容等を明確にしておく必要があるため、開示請求は、開示請求書を実施機関に提出することにより行う。

2 開示請求書は、請求しようとする公文書を保有している実施機関に対して提出する。
なお、「提出」とは、開示請求書持参のほか郵送、ファクシミリ又は栃木県電子申請システムを利用した電子申請を含む。

3 「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」とは、具体的な公文書の件名のほか、実施機関の職員が請求に係る公文書を特定し得る程度の記載をいう。

4 「形式上の不備」とは、氏名、住所等必ず記載しなければならない事項が記載されていない場合又はこれらの記載が不十分である場合のほか、請求しようとする公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載が不十分であって、その特定が困難である場合も含む。

開示請求の対象文書が公文書に該当しない場合や当該対象文書を保有していない場合は、「形式上の不備」には当たらない。これらの請求があつた場合には、非開示決定を行うこととなるが、当該対象文書が公文書に該当しない旨又は当該対象文書を保有していない旨を請求者に教示するほか、当該公文書を保有している他の実施機関が明らかな場合には当該実施機関を教示する等、適切な情報提供を行う。

5 「相当の期間」とは、開示請求書を補正するために必要と考えられる合理的な期間をいう。

6 「補正」とは、開示請求書の形式上の不備を補うための新たな文書の提出をいう。補正の結果、開示請求書の形式上の不備が修正された場合には、当初から適法な開示請求があつたもの

として取り扱われるものであるが、補正に要した日数は開示決定等の期間に含まれない。（条例第12条第1項）

- 7 「補正の参考となる情報」とは、補正を必要とする部分、補正を必要とする理由等のほか、開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項の記載が不十分である場合には、実施機関が保有する公文書の名称、記録されている情報の概要、公文書の分量等をいう。

〔運用〕

- 1 開示請求書の受付は、開示請求に係る公文書を保有している課所で行うものである。開示請求に係る公文書が存在しない場合もあり得るが、その場合は関係する事務を所掌している課所が受け付けるものとする。

また、開示請求者には公文書を保有している課所が分からない場合、請求の内容が複数の課所に関係する場合等があるため、開示請求者の利便性を考慮し、文書学事課（県民プラザ）ではすべての開示請求書を受け付けるものとする。ただし、この場合、文書学事課では公文書の内容や各課所が所掌する事務の詳細については把握していないことから、担当課所を特定するために必要な事項までの確認となるため、当該請求書の記載では、公文書の特定に不十分である場合は、公文書を特定するために必要な事項を、担当課所から請求者に確認する必要がある場合があることに注意する。

- 2 開示請求書の様式については、施行規則第2条の規定により別記様式第1号として定めるところであるが、この様式ではなくても必要事項が記載されている場合は受け付ける。
- 3 電話、電子メール又は口頭による開示請求は、開示請求書の提出に当たらないことから認めない。ただし、視覚障害者が自ら開示請求をしようとする場合には、請求の趣旨を口頭で十分聞き取り、職員が本人に代わって開示請求書を作成するなど、必要な配慮をすることが望ましい。
- 4 外国人も請求権者となるが、開示請求書は日本語で記載するものとする。また、記載しなければならない事項及び受付に当たって留意すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 請求年月日

開示請求者が開示請求書を作成した日である。

なお、受付日は、実施機関に到達した日である。ファクシミリによる請求の受付日は、ファクシミリ機器に受信された日、栃木県電子申請システムを利用した請求の受付日は、当該システムの受付ファイルに申請等情報が記録された日である。

(2) 氏名（法人等にあつては、名称及び代表者等の氏名）

開示請求者が個人である場合には当該個人の氏名を、法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者又は管理人の氏名を記入してもらうこと。なお、法人でない社団又は財団にあつては代表者又は管理人の定め有無が不明の場合には、規約等の提出を求めて確認するものとする。

代理人による開示請求の場合は、〇〇〇〇代理人〇〇〇〇と記載してもらい、委任状等代理関係を証明する書類の提出を求めるとともに、代理人の住所を、その名の下に（ ）書きで記入してもらうこと。

(3) 住所（法人等にあつては、主たる事務所の所在地）

請求権者としての確認及び開示決定通知書等の送付先の特定のため、正確に記入してもら

うこと。

なお、開示決定通知書等の送付先は、原則としてこの欄に記入された住所となるが、法人等が県内にある事務所等に送付することを希望する旨の申出があった場合には、その事務所等を送付先として差し支えない。

(4) 電話番号

開示請求者に連絡の必要が生じたときに確実かつ迅速に連絡できる連絡先の電話番号をできるだけ記入してもらうこと。連絡先が、勤務先等上記住所と異なる場所のときには、その名称も併せて記入してもらうこと。

開示請求者が法人その他の団体であるときは、この欄に担当者の所属、氏名、連絡先等を併せて記入してもらうこと。

(5) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

開示請求者に対し、実施機関が保有する公文書の名称及び記録されている内容等についての情報を提供した上で、具体的に対象となる公文書が特定できるような記載を求めること。

5 開示請求者の押印は不要である。

6 開示請求しようとする公文書を特定するための資料として、文書学事課（県民プラザ）には公文書目録等が置かれている。しかし、開示請求者が公文書目録等から公文書を特定することは、現実には難しい面もあるため、文書学事課（県民プラザ）では、開示請求者からの相談に応じながら、関係課所とも十分に連絡を取り合い、公文書の特定が迅速かつ的確にできるようにする。

7 開示請求書は、同一件名の複数の公文書又は関連する内容の複数の公文書について開示請求する場合には、1枚の開示請求書によって行うことも認めるものとする。

8 開示請求書を受け付けるに当たっては、開示請求者に対し、次の事項を説明するものとする。ただし、開示請求書を受け付けて、直ちに、公文書の開示ができるときは、条例第11条（開示請求に対する措置）第3項の規定により即時開示の手続を進めるものである。

(1) 開示をするかどうかの決定には、日時を要すること（原則は14日以内であるが、場合によっては延長されることもあること。）。

(2) 開示請求に対する決定の通知は、後日文書によって行うこと。

(3) 実際に開示を実施する日時については、開示準備作業のため決定日からさらに日時を要する場合があること。

(4) 公文書情報の提供制度の対象公文書である場合は、当該公文書であること。

9 開示請求書に形式上の不備がある場合の事務処理及び留意事項は、次のとおりである。

(1) 開示請求者が開示請求書を各課所又は文書学事課（情報公開推進室）に持参した場合には、まず、口頭で開示請求書の加筆又は訂正を指導すること。

(2) 郵送、ファクシミリ又は栃木県電子申請・届出システムを利用した電子申請により開示請求書が提出された場合には、電話等により開示請求書の加筆又は訂正を求めること。

(3) 上記(1)又は(2)により協力を得られない場合には、非開示決定を行うことも可能であるが、補正を命じるよう努めること。補正を命じるに際して、補正に応じない場合は、非開示決定を行うこともあり得ることを開示請求者に十分説明すること。

なお、補正を命じる場合には次の事項に留意すること。

ア 補正の参考となる情報を十分に提供すること。（〔解釈〕7参照）

- イ 補正の期限は、開示請求の趣旨や請求に係る公文書の内容を考慮して定める必要があるが、通常は、郵送に要する期間を除いて2週間程度が適当であること。
- (4) 開示請求者が補正に応じないことを理由に非開示決定を行う場合には、その旨及びその理由を通知することになる。

[補正命令書の文例]

| | |
|--|---|
| | 〇〇第 号 年 月 日 |
| (開示請求者) 様 | |
| | 栃木県知事 ○ ○ ○ ○ 印 |
| 公文書開示請求書の補正について | |
| あなたが 年 月 日付けで提出した公文書開示請求書は、次の事項に関して記載漏れがあり（又は記載が不十分であり）不適法であるので、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）第6条第2項の規定により、 年 月 日までに補正し、補正書を提出してください。 | |
| 1 請求に係る公文書を特定するために必要な事項 | |
| | 〇〇部△△課××担当 電話 () |

第7条 公文書の開示義務

第7条 実施機関は、開示請求があったときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、開示請求があったときの実施機関の開示義務について定めたものである。
- 2 条例の基本理念は原則公開であるが、公文書の開示をすることにより、個人の基本的人権や法人等の正当な権利が侵害されたり、行政機関等の適正な事務の執行に支障が生じるようなことがあってはならない。このため、本条では、第1号から第6号までの6項目を原則公開の例外事項（非開示情報）として定めている。
- 3 実施機関は、非開示情報が記録されている公文書を除いて、開示を義務付けられる。

〔解釈〕

- 1 非開示情報は、原則公開という条例の基本理念にのっとり、公文書の開示をしないことについて合理的な理由のある必要最小限の情報を、限定的かつ明確に類型化したものである。
- 2 本条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されていない場合の実施機関の義務について規定しており、非開示情報が記録されている場合については、明文の規定は設けていない。条例では、非開示情報の範囲はできる限り限定したものとすると基本的な考え方に立っており、第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定により実施機関が「公益上特に必要があると認められるとき」は開示することができることの反対解釈として、「公益上特に必要があると認められるとき」以外は、開示してはならないこととなる。

なお、法令又は他の条例の規定による閲覧等においては、以下の本条第2号、第3号等に該当する情報も公開されている。各実施機関で行われている一般的な情報提供においても、第2号に該当する情報でも、情報の内容等を勘案し本人の同意がある場合には、情報提供が行われている。第4号、第5号に該当する情報でも、提供の相手、理由等を勘案し必要な場合には、情報提供が行われており、本条の非開示情報の取扱いがそのまま当てはまるものではない。

- 3 本条により、非開示情報が記録されている公文書の全部について実施機関は開示義務が免除されていることになるが、非開示情報が公文書に部分的に記録されており、当該部分とその他の部分とを容易に区分でき、かつ開示できる部分に有意の情報が記録されている場合には、条例第8条（公文書の部分開示）の規定に基づき公文書の部分開示をしなければならない。
- 4 法律、他の条例、要綱等に基づく報告や閲覧・公表制度については、条例第1条（目的）の項に記載したとおり、本条の規定が準用されるものではない。
- 5 この条例に基づく開示と地方公務員法第34条に規定されている守秘義務との関係は、次のとおりである。
 - (1) 公務員の守秘義務の範囲は、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものである（最高裁昭和52年12月19日判決）。したがって、この条例によって開示することを義務付けられている情報がこれに該当することは、ほとんど考えられない。

(2) 公務員の守秘義務は、個々の職員の服務規律である。一方、この条例は、非開示情報に該当しない限り、開示請求に応じて開示することを実施機関に義務付けたものであり、非開示情報の規定を適切に解釈し、適正な手続を経て、機関の意思として開示を行う限りにおいては、職員個人が守秘義務違反を問われることはない。

ただし、非開示情報に該当するかどうかの判断を誤ったり、第三者の権利利益を保護するための手続を怠ることによって、開示すべきではない情報を開示した場合には、守秘義務違反の問題が生じる可能性があることに留意しなければならない。

なお、個別の法律により守秘義務が課せられている場合には、当該法律の規定に従って非開示情報の範囲が決定されるものである。

〔運用〕

1 開示請求に係る公文書に記録された情報が、本条各号に掲げる非開示情報に該当するかどうかを判断するに当たっては、条例第3条（条例の解釈及び運用）に規定されているところに従い、「県民の公文書の開示を求める権利が十分に保障されるよう」本条各号を解釈することが重要である。

2 文書の特定の判断は、開示請求の時点を基準とする。開示決定等の時点を基準とすると、請求から開示決定等までの間に新たに文書を作成したり、文書に手を加えたりすることができてしまうことになるので、行政の透明性を確保し、説明責任を果たすという情報公開制度の趣旨に基づいて、あるがままの行政の情報を公開するためには、文書の特定の判断は請求時点が基準となる。

ただし、そうすると、開示請求者は文書作成後等に改めて開示請求しなければならないこともあるので、事前の適切な情報提供によって、請求者の負担を軽減するよう努める必要がある。

3 具体的に本条各号に該当するかどうかは、以下に示す各号に係る〔趣旨〕及び〔解釈〕に基づいて判断するものである。

なお、個々の開示請求における非開示情報該当性の判断の時点は、開示決定等の時点である。非開示情報該当性は、時の経過、社会情勢の変化、当該情報に係る事務・事業の進行状況等の事情の変更に伴って変化するものであり、開示請求があった都度判断しなければならない。このような変化は、「おそれ」が要件となっている非開示情報の場合に顕著であると考えられる。必ずしも、ある時点において非開示情報に該当する情報が、別の時点においても当然に非開示情報に該当するわけではない。

4 条例第34条の2に該当する文書について開示請求があった場合、本条に規定する非開示情報に該当するものではないが、県民の行政不服審査法及び行政事件訴訟法に規定する救済される権利を明確にするため、非開示決定を行う。

第 1 号 法令秘情報

(1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により公開することができないとされている情報

〔趣旨〕

- 1 本号は、法令又は他の条例の規定により公開することができないとされている情報とこの条例の関係について定めたものである。
- 2 条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができるものであるとされているため、法令の規定により公開してはならないとされている情報は、この条例によって開示することはできない。また、他の条例の規定により公開してはならないとされている情報については、この条例と他の条例とは一般法と特別法との関係となるものであるため、当該他の条例が優先され、この条例によって開示することはできない。

〔解釈〕

- 1 「法令」とは法律及び政令、省令その他の命令をいう。
- 2 「法令等の規定」には、法令等の委任に基づき定められた規則等の規定を含む。
- 3 法令等の規定を根拠として、権限を有する者から文書により開示を禁止する旨の明確な指示があり、かつその指示に法的拘束力がある場合には、当該指示は法令等の規定に含まれる。
- 4 「公開することができないとされている」情報には次のようなものがある。
 - ・ 地方税に関する調査内容（地方税法第 22 条）
 - ・ 診療録又は助産録の検査に関して知り得た医師、歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密（医療法第 86 条）
 - ・ 行政機関等匿名加工情報及び削除情報（個人情報保護法第 109 条）なお、本条に該当すると認められる公文書は、条例第 9 条の規定に基づく実施機関の裁量による開示の適用除外とされている。

第2号 個人に関する情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

〔趣旨〕

- 1 本号は、個人の私生活の平穩その他個人の権利利益が害されることのないよう定めたものである。
- 2 プライバシーの権利は、社会の複雑化、情報化に伴い、「ひとりにしておいてもらう権利」という受動的・消極的なものから、「自己情報をコントロールする権利」という能動的・積極的なものに発展してきている。本条例は、基本的人権の尊重という観点から、プライバシーの権利の完全な保護を図ろうとするものである。
- 3 プライバシーの具体的な内容及び保護されるべきプライバシーの範囲をあらかじめ明確にすることは困難であるので、本号においては、プライバシーに関する情報を含む個人に関する情報全般について開示をしないことができるとの措置を講じつつ、プライバシーの権利を侵害することがないことが明確な情報や、公開することについて公益上の理由のある情報のうち、特に公開することについて公益性が高いものについて、ただし書ア、イ、ウにより明確化し、それらの情報については開示をしなければならないとしている。
- 4 事業を営む個人の当該事業に関する情報も個人に関する情報ではあるが、その性質上、開示若しくは非開示の判断は、法人等に関する情報と同様の基準で行うことが適切と考えられるため、本号からは除外されている。

また、法人等の代表者等の職務として行う行為など当該法人等の行為そのものと評価される行為に係る法人等の代表者等の氏名も、法人等に関する情報と同様の基準で行うことが適切と考えられるため、本号から除外し、次号により判断する。

〔解釈〕

- 1 「個人に関する情報」とは、思想、信条、信仰、趣味等に関する情報、職業、資格、学歴、経歴等に関する情報、収入、財産状態等に関する情報、健康状態、病歴等に関する情報、婚姻の有無、家族構成等に関する情報など個人に関するすべての情報をいう。

氏名、生年月日等、それ自体として個人を識別しうる情報のみに限られず、「平成元年に肺癌に罹患」という個人の病歴等も、「個人に関する情報」に含まれるものである。

- 2 「その他の記述等」には、例えば、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号、番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）などが挙げられる。また、指紋、筆跡、ビデオ映像、録音テープの音声、モールス信号の音、手話の動作で表示される場合及び映像等により特定の個人を識別できる場合も含まれる。

- 3 「特定の個人を識別することができるもの」とは、住所、氏名、自宅の電話番号、顔写真、識別番号等、当該情報から直接的に特定の個人が識別できるもの、及び当該情報からは直接的に特定の個人を識別することはできないが、他の情報と併せることにより特定の個人が識別できる情報をいう。照合の対象となる他の情報としては、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手しうる情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれる。他方、特別の調査をすれば入手しうるかも知れないような情報は含まれない。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報情報の性質や内容等に応じて、個別に適切に判断する必要がある。

- 4 「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれのあるもの」とは、未公表の著作物のように特定の個人が識別できないように氏名等を除いても、公開してしまうことが当該個人の権利利益を害するおそれのあるもののほか、医療機関の診療録（カルテ）のように個人の人格権にかかわるような情報で、その流通の範囲を当該個人の支配下に置くべき情報をいう。

- 5 もともと個人に関する情報であっても、条例第8条（公文書の部分開示）の規定により、住所、氏名等の記述を取り除くことにより特定の個人が識別できなくなったもので、公開しても当該個人の権利利益が害されないと認められるときは、本号には該当しないものとして開示しなければならない。

- 6 条例第3条（条例の解釈及び運用）では、その後段において個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならないと定めているところであり、原則公開を基本理念とする本条例においても、プライバシー保護の観点から、個人に関する情報については、原則非公開として取り扱うものである。したがって、特に、本号ただし書の適用に当たっては慎重に取り扱う必要がある。

- 7 「ただし書ア」について

- (1) 「法令等の規定」とは、法律及び政令、省令その他の命令若しくは他の条例の規定をいう。

なお、「公開」とは、何人でも知りうる状態にあることをいう。したがって、法令又は他の条例の規定により、閲覧や謄本又は抄本の交付が請求できるものであっても、請求できる者や請求の目的について制限が設けられている場合には、これに該当しない。

- (2) 「慣行」とは、従来からの慣習として行われていることをいう。

〔慣行として公開されている情報〕

ア 栃木県職員の職務遂行に係る氏名（警察本部の職員については、警部相当職以上の職員の氏名）

なお、栃木県職員以外の公務員等の職務遂行に係る氏名についても、同様に扱う。

イ 交際費の支出の相手方の所属、役職、氏名等

ウ 会議等に係る食糧費の支出の相手方の所属、役職、氏名等（公安委員会及び警察本部に係る支出を除く。）

(3) 「公開することが予定されている情報」とは、開示請求があった時点においては公開されていないが、将来、公開することを予定している情報をいう。

8 「ただし書イ」について

(1) 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため」とは、現にこれらに対する侵害が生じている場合に限るものではなく、将来にわたってこれらに対する侵害が生じるおそれがある場合も含む。

(2) これに該当するかどうかの判断は、非開示とすることによって保護される第三者の権利利益と開示されることによって確保される権利利益とを比較衡量することによって行う。

(3) 上記の判断は、個別具体的かつ客観的に行うものであるが、該当するとして開示する旨の決定をしようとする場合には、条例第15条第2項及び第3項の規定により、当該第三者の権利利益を保護するための適正な手続を経なければならない。

9 「ただし書ウ」について

(1) 「公務員等」とは、国家公務員法及び地方公務員法に規定されるすべての公務員（行政執行法人及び特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。公務員については、一般職・特別職又は常勤・非常勤を問わず、国会議員、地方議会議員、附属機関の委員もこれに含まれるが、懇話会、懇談会の委員等公務員としての地位を有しない者は含まれない。独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員については、常勤、非常勤を問わない。公務員等であった者については含まれるものではないが、公務員等であった当時の情報については、この規定が適用される。

(2) 「行政執行法人」とは、公共上の事務等のうち、その特性に照らし、国の行政事務と密接に関連して行われる国の指示その他の国の相当な関与の下に確実に執行することが求められるものを国が事業年度ごとに定める業務運営に関する目標を達成するための計画に基づき行うことにより、その公共上の事務等を正確かつ確実に執行することを目的とする独立行政法人として、個別法で定めるものをいう。

(3) 「独立行政法人等」とは、すべての独立行政法人と、独立行政法人通則法別表第一に掲げる特殊法人及び認可法人をいう。

(4) 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に関する情報がこれに含まれる。他方、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は管理される職員の個人情報として保護される必要があり、この規定の対象となる情報ではない。

(5) この規定により、公務員等の職務遂行に係る情報については、公務員等の氏名を除き、開示しなければならないことになる。ただし書イにより慣行として公開され、又は公開する

ことが予定されている情報に該当すると認められる場合には、氏名も併せて開示することになる。

- 10 本号に該当するかどうかは、請求者のいかに問わず判断するものである。したがって、個人に関する情報を当該個人が開示請求した場合であっても開示することはできない。

なお、これは、この条例の規定による開示ができないということであり、適正な事務を遂行する上で必要がある場合に、個人に対して当該個人に関する情報の提供を行うことを禁ずる趣旨ではない。

実施機関の保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、当該個人の保有個人情報の開示が認められている（同法第76条参照）ので、開示請求者が自分自身の個人情報の開示を請求している場合は、同法に基づく保有個人情報開示請求書を提出させること。

第3号 法人等に関する情報

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

〔趣旨〕

- 1 本号は、法人その他の団体（法人等）及び事業を営む個人の正当な権利利益が害されることのないよう定めたものである。
- 2 法人等は、権利義務の主体として活動することが認められており、その権利利益も十分尊重されなければならない。

そこで、本号では、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除き、法人等の権利利益を害するおそれがあるもの及び公開しないことを条件に任意に提出されたもののうち一定の要件を満たすものを開示しないこととしているものである。

- 3 事業を営む個人の当該事業に関する情報については、事業活動の社会に与える影響等を考慮し、法人等に関する情報と同様の観点から判断することが適切と考えられることから、本号により判断することとするものである。

また、法人等の代表者等の職務として行う行為など当該法人等の行為そのものと評価される行為に係る法人等の代表者等の氏名も、法人等に関する情報と同様の基準で行うことが適切と考えられるため、本号により判断する。

〔解釈〕

- 1 「法人その他の団体」とは、法人のほか法人格を持たない社団又は財団をいう。
- 2 国、独立行政法人等又は地方公共団体及び地方独立行政法人に関する情報には、一般の法人等に関する情報とは異なる性質が認められるため、本条第4号及び第5号で判断することとし、本号からは除外する。
- 3 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2（事業税の納税義務者等）第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業、林産業等を営む個人をいう。
- 4 「当該事業に関する情報」とは、事業内容、事業用資産等に関する情報をいい、当該事業とは関係のない個人に関する情報（例えば、当該個人の経歴等）は、本条第2号（個人に関する情報）で判断する。
- 5 「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」には、法令等の権限に基づいて収集した情報だけでなく、法人等又は事業を営む個人から任意に提供された情報も含

まれる。

- 6 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報」に該当するかどうかは、本条第2号ただし書と同様に判断するとともに、これに該当するとして開示しようとする場合には第三者保護のための適正な手続を経なければならない。（本条第2号（個人に関する情報）〔解釈〕8参照）

7 「ア」について

- (1) 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益」には、財産権的な権利に止まらず、信教の自由、学問の自由等の非財産権的権利も含む。
- (2) 公開することにより、上記の権利利益を害するおそれがあるかどうかは、客観的に判断するものであるが、当該情報の内容のみでなく、法人等の性格、目的、事業活動における当該情報の位置付け等を考慮し判断する必要がある。なお、この「害するおそれがある」かどうかの判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

次に掲げる情報については、おおむね法人等又は事業を営む個人の権利利益を害するおそれがある、あるいはそのおそれがないと考えられる。

[権利利益を害するおそれがあると認められ、開示してはならないもの]

ア 宗教法人、学校法人等活動状況等のうち信教の自由、学問の自由を害するおそれがあると認められるもの

イ 生産技術上又は販売上のノウハウ等、他者に知られることが法人等又は事業を営む個人の競争上の地位を害すると認められるもの

ウ 経理、人事に関する情報その他通常法人等又は事業を営む個人の内部管理に属すべき情報

[権利利益を害するおそれがあると認められず、開示しなければならないもの]

ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開されることが予定されている情報

株式会社貸借対照表の要旨（資本金5億円以上又は負債額200億円以上の大会社にあっては貸借対照表及び損益計算書の要旨）（会社法第440条）、上場企業等の有価証券報告書及び添付書類（金融商品取引法第25条）

イ 法人等又は事業を営む個人が自ら公表している情報

ウ 市場の流通に置かれた商品の客観的な品質、性状等何人でも相当の費用を負担することによって調査可能な情報

- (3) 第30条の規定に基づく出資法人等及び第30条の2の規定に基づく指定管理者も法人等に含まれるが、出資法人等及び指定管理者の正当な利益の内容については、県の関与の方法、程度又は出資法人等の業務の性質、管理している公の施設の内容等に応じて判断する必要がある。その非開示の範囲は、一般の法人等より狭いものとなる場合があり得る。

8 「イ」について

- (1) 「実施機関の要請」とは、実施機関が事務の必要があつて、法令等に規定された権限の行使によらずに、法人等又は事業を営む個人に提供することを求めることをいい、実施機関の要請がないにもかかわらず法人等又は事業を営む個人が提出したものや法令等に規定された権限の行使によって提出を求めたものはこれに含まれない。

- (2) 「公開しないとの条件」とは、法人等又は事業を営む個人が情報の提供に際して、将来公開しないことを求める意思表示をただけでは足りず、実施機関が当該条件を受け入れた上で、当該情報を受領していることを要する。
- (3) 「任意に提供されたもの」とは、法人等又は事業を営む個人において、実施機関の要請を拒み得るものをいう。
- (4) 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は当該事業を営む個人が公開していないという主観的な事実ではなく、当該法人等又は当該事業を営む個人が属する業界、業種等の慣行に沿って客観的に認められる事実をいう。
- (5) 「当該条件を付することが当該情報の性質上、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」とは、例示されている「法人等又は個人における通例として公開しないこととされているもの」のほかに、当該情報が公開に馴染まない性質を有しており、情報の提供を受ける時点において、公開しないとする条件を付したことが合理的と認められる事情が存在するものをいう。

第4号 審議、検討又は協議に関する情報

(4) 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

〔趣旨〕

県や国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又はこれらの相互間の審議、検討、協議に関する情報の中には、公開することにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれたり、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるものもある。本号は、これらを防止しようとするものである。

〔解釈〕

- 1 「県の機関」とは、県のすべての機関をいい、執行機関、議会及びこれらの補助機関のほか執行機関の附属機関を含む。
なお、「国」及び「他の地方公共団体」についても同様である。
- 2 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、県の機関、国等の内部若しくはこれら相互間において行われる審議等に関連して作成し、又は取得した情報をいう。
- 3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公開することにより、外部からの干渉又は圧力を招いて、当該審議等に係る自由な意見の交換や客観的かつ中立の立場での意思決定が不当に損なわれるおそれをいう。したがって、この規定に該当するためには、当該審議等を進めるに当たって抽象的な支障が生じるという程度では足りず、当該審議等の内容及び性質上、公開された場合に外部からの干渉又は圧力によって自由な立場での意見の表明が困難になったり、又は意思決定が不当に歪められるおそれが認められるという具体的な支障があることを必要とする。
- 4 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報が確定的な情報と誤解されて流通した場合に、県民の間に大きな混乱を生じさせるおそれをいう。
- 5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、本来統一的に公表されるべきものが特定の者に公開された場合に、投機などにより情報を得た者に不当な利益をもたらす、あるいは特定の者に不利益を及ぼすおそれをいう。

〔運用〕

審議等に関する未成熟な情報が公開された場合には、県民の間に混乱を招いたり、当該審議等に支障が生じるおそれは常時存在するものである。しかし、情報公開制度が行政運営の透明性の向上を目指したものである以上、審議等の途中の情報もできるだけ公開して、県民に意見表明の機会を保障することも必要である。したがって、本号該当性の判断に当たっては、条例の趣旨と当該情報の性質を十分考慮しなければならない。

第5号 事務又は事業に関する情報

- (5) 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

〔趣旨〕

行政機関又は独立行政法人等が行う監査、検査、取締り等の事務の実施に関する情報の中には、事務の性質上、公開されることにより県民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正又は適切な実施が阻害され、ひいては県民全体の利益が損なわれるおそれのあるものがあるため、本号はこれを防止しようとするものである。

〔解釈〕

- 1 「県の機関」並びに「国」及び「他の地方公共団体」については、本条第4号と同様である。
- 2 「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う」とは、県の一機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が独自に行うもののみならず、県の機関が相互に協力して行うもの、県の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が協力して行うものなどを含む。
- 3 アからオまでに具体的に掲げた事務又は事業は例示であるので、本号の適用はこれらに限定されるものではないが、例示されたもの以外の事務又は事業に関する情報については、同種のもの反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすなどのおそれがあることを要する。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。
- 4 「監査」とは、主として監察的見地から、事務若しくは事業の執行又は財産の状況の正否を調べることをいう。「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の企画、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。「試験」とは、人の知識、能力又は物の性能等を試すことをいう。「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいう。「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情

報や、試験問題等のように、事前に公開すれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、県民における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報についてこれを非開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公開すると他の県民に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当し得ると考えられる。

5 「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいい、訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。これらの契約等に関する情報の中には、例えば、交渉や争訟等の対処方針を公開することにより、県又は国等の当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、非開示とするものである。

6 「調査研究」とは、ある事柄を調べ、真理を探究することをいう。調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に公開することにより成果を適正に広く県民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階のものについて、公開することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報を非開示とするものである。

7 「人事管理」とは、職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関することをいう。人事管理に係る事務に関する情報には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものであり、このような情報を非開示とするものである。

8 「地方公共団体が経営する企業」とは、地方公営企業法第2条の適用を受ける企業をいう。

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを非開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その開示の範囲は、第3号の法人等とは当然異なり、独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報の非開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

第6号 公共の安全と秩序の維持に関する情報

(6) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

1 本号は、公文書の開示によって公共の安全と秩序の維持に支障を生ずることのないよう定めたものである。

なお、本号に該当する情報の中には、本条第1号から第5号までに該当する非開示情報と重複する情報もあるが、適正な警察活動を確保するとともに、平穏な市民生活その他の公共の安全と秩序を維持するという別の観点から独立した項目としたものである。

2 犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうかについて、専門的・技術的判断が必要であるため、実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開としたものである。

【解釈】

1 「犯罪の予防」とは、犯罪行為の発生を未然に防止することをいう。

なお、ここでいう「犯罪」とは刑事犯をいい、行政犯については本条第5号イの問題となる。

2 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

3 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が公訴を提起し、遂行するため、証拠を発見、収集、保全し、また、被疑者を発見し、必要があればその身柄を拘束する活動をいう。

4 「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動をいう。

5 「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第2章に規定された死刑、懲役、禁固、罰金、拘留、科料、没収、追徴又は労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。

6 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。また、公開することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、または犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を及ぼすおそれのある情報も、本号に含まれる。一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に公開しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号でなく、第5号の事務又は事業に関する非開示情報の規定により開示・非開示が判断されることになる。

7 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測と

して専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所が、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかについて審理・判断するのが適当であり、このような規定としたところである。

8 「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」には、次のようなものが考えられる。

- (1) 犯罪の捜査等の事実又は内容に関する情報
- (2) 犯罪の捜査等の手段、方法等に関する情報
- (3) 情報提供者、被疑者等に関する情報
- (4) 犯罪行為の目標となることが予想される施設の所在及び施設の構造等に関する情報

第8条 公文書の部分開示

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分を容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

〔趣旨〕

- 1 本条は、公文書の部分開示について定めたものである。
- 2 条例第7条本文は、同条各号に規定する非開示情報が記録されている公文書全部について開示義務を免除する旨規定している。しかし、非開示情報が記録されている部分が公文書の一部に止まる場合であって、非開示情報以外の情報が記録されている部分と容易に区分できるときには、原則公開の精神に照らし、非開示情報以外の部分について開示義務を課している。
- 3 本条第1項は、一般的な公文書の部分開示の義務及びその適用の要件について定めたものである。
- 4 本条第2項は、個人に関する情報が記録された公文書の部分開示について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「容易に区分できるとき」とは、公文書を損傷することなく、かつ、過度の時間と経費を要することなく分離できるときをいう。
- 2 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、非開示情報を除いた情報が、それ自体としては無意味な文字や数字の羅列となったり、表の枠のみとなる場合あるいは様式を開示するのと同様の場合などをいう。
- 3 本条第2項は、個人に関する情報は、個人識別性を除いて開示すれば、通常当該個人の権利利益を害するおそれはないと考えられることから、原則として、個人識別性のある部分を除いた部分は、条例第7条第2号本文に規定する非開示情報に含まれないとみなして、部分開示義務を課すことを定めたものである。なお、個人識別性のある部分を除いても、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合には、条例第7条第2号本文に該当し、非開示とすることとなる。

〔運用〕

- 1 「有意の情報」の判断にあたっては、実施機関と開示請求者との見解が異なる場合もあり得るので、有意の情報ではないと明確に判断される場合以外は、開示請求の趣旨も確認しながら部分開示を行うか否かを判断することも必要である。
- 2 部分開示は、おおむね次の方法により行う。

(1) 文書又は図画の場合

- ア 非開示情報が記録されている部分とその他の部分とが別のページに記録されている場合には、非開示情報が記録されているページを取りはずす（この場合、○ページから○ページまでの部分は非開示である旨を説明する。）。これにより難しいときは、非開示情報が記録されているページを除いて複写する、若しくは非開示情報が記録されているページに袋をかけて閉鎖する、などの方法により公文書の部分開示を行うものとする。
- イ 非開示情報が記録されている部分とその他の部分とが同一のページに記録されている場合には、①非開示情報が記録されている部分に黒の目隠し用テープを貼って複写する、②当該ページを複写し、非開示情報が記録された部分を黒インク等で消して再度複写する、などの方法により公文書の部分開示をするものとする。

(2) 電磁的記録の場合

ア 閲覧、視聴、聴取又は複製物の供与

非開示情報が記録されている部分をその他の部分と容易に区分することができるときは、開示ができる部分についてのみ電磁的記録の開示を行うものとする。

非開示情報の置換えに多くの時間を要する場合や、新たなプログラムの作成のため多額の経費を要する場合等は、部分開示の義務は免除されるものである。この場合において、電磁的記録そのものは開示しないが、用紙に出力できるものは出力帳票で開示することになる。

イ 用紙に出力したものの閲覧及び写しの交付

文書又は図画の場合に準じて部分開示を実施するものとする。

第9条 公益上の理由による裁量的開示

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

〔趣旨〕

本条は、条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当し開示することが禁止されている情報であっても、実施機関が開示することを必要とする公益上の特別の理由を認めるときには、開示することができることを定めたものである。

〔解釈〕

- 1 条例第7条本文〔解釈〕のとおり非開示情報が記録されている公文書は、「公益上特に必要があると認めるとき」以外は、開示してはならない。実施機関が公益上特に開示する必要があると認めるときは、本条の規定によって当該公文書を開示することができるものである。
- 2 条例第7条第1号に該当する情報は、法令等の規定により公開することが禁止されているものであるから、実施機関が本条例の規定によりこれを開示することは許されないため、裁量による開示の対象外であることを明確にしている。
- 3 「公益上特に開示する必要があると認めるとき」とは、開示しないことにより確保される利益と開示することにより確保される利益を比較して、後者がより大きいことが確実であると判断される特別な事情が認められる場合をいう。
- 4 上記の判断は、実施機関が専門的な見地から諸般の事情を総合的に考慮して、合理的な裁量の範囲内で行われることを必要とする。
- 5 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく救済手続は、本条の適用についても保障され、裁量権の逸脱若しくは濫用の有無に関して審査に付されることになる。

〔運用〕

- 1 条例第7条各号の非開示情報は、開示することにより公益が害されるおそれがあるものを限定的に規定したものであり、これらのいずれかに該当する情報が記録された公文書を本条の規定によって開示するに当たっては、特に慎重な配慮を行うものとする。
- 2 本条に該当するとして開示しようとする公文書に第三者に関する情報が記録されている場合には、条例第15条第2項及び第3項の規定による手続を経なければならない。

第10条 公文書の存否に関する情報

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

〔趣旨〕

開示請求があったときには、請求に係る公文書の存否を明らかにして開示決定等を行うことが原則であるが、本条は、その例外として公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができること及びその要件について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「開示請求に係る公文書が存在するか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」とは、例えば、特定個人の病歴に関する情報などの開示請求に対し、当該公文書の存在を前提として非開示決定をすると、当該個人についてその病歴があることが判明してしまう結果となり、当該公文書は存在しないと回答すると、当該個人についてその病歴がないことが判明してしまう結果となる場合など、公文書の存否自体を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示情報の規定により保護すべき利益が害されるおそれがあることをいう。
- 2 公文書の存否自体を答えることにより、非開示情報の保護利益が害される可能性は、理論的にはすべての非開示情報に存在するものであるから、本条は、条例第7条各号に規定するすべての非開示情報について適用されるものである。
具体的には、次のような例が考えられる。
 - (1) 特定の個人の病歴に関する情報（第2号）
 - (2) 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（第3号）
 - (3) 買い占めを招くなど県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（第4号）
 - (5) 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（第5号）
 - (6) 犯罪の内偵捜査に関する情報（第6号）
- 3 存否応答拒否の決定をするときは、条例第11条第2項に規定する手続による。

〔運用〕

本条に基づく存否応答拒否処分は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないという極めて例外的な処分であるから、実施機関は、その適用に当たっては厳格に解釈し、濫用がないよう十分注意するとともに、必要に応じて、事前に文書学事課（情報公開推進室）と協議するものとする。

第 11 条 開示請求に対する措置

第 11 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求があった場合において、直ちに、当該開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定をして開示をすることができるときは、第 1 項の規定にかかわらず、開示請求者に対し、同項に規定する通知を口頭によりすることができる。

〔趣旨〕

- 1 本条は、開示決定等の内容及び通知の方法について定めたものである。
- 2 本条第 3 項は、直ちに当該公文書の全部を開示する旨の決定をし、開示を実施することができるときは、請求者の利便を考慮するとともに実施機関の事務負担を軽減するため、例外的に口頭により開示決定の通知を行うことができる即時開示について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 本条第 2 項では、条例第 10 条（公文書の存否に関する情報）の規定を適用して開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する場合及び開示請求に係る公文書を実施機関が保有していない場合を開示請求に係る公文書の全部を開示しない場合に含めることにより、これらが行政処分であることを明確にし、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による救済の対象となるものとした。
- 2 開示請求に係る公文書の一部を開示する旨の決定及び全部を開示しない旨の決定を行う場合には、行政手続条例（平成 7 年栃木県条例第 39 号）第 8 条第 1 項の規定により、開示しない理由を提示しなければならない。この場合において、開示しない理由は、開示をしないこととする根拠規定及び当該規定が適用される根拠となる事実関係について開示請求者が具体的に知り得る程度に記載する必要がある。また、複数の非開示情報に該当する場合には、該当する非開示情報のすべてについて記載しなければならない。

〔運用〕

- 1 公文書の開示決定等に係る事務は、開示請求に係る公文書に関する事務を所掌している課所等において行うものとし、開示決定等に係る決裁区分は、栃木県事務決裁及び委任規則（平成 12 年栃木県規則第 40 号）の規定により、本庁各課室（課内室を除く。）においては課長専決、出先機関においては出先機関の長の専決となっている。
- 2 公文書の開示決定等は、開示請求書が適法なものであるか、当該公文書に記録されている情報が非開示情報に該当するか否かの判断により行うものであるが、その判断を適正に行い、制度の統一的運用を図るため、以下の点に留意するものとする。
 - (1) 担当課所は、公文書の開示決定等の判断にあたっては、必要に応じ、文書学事課（情報公

開推進室)と事前協議を行うものとする。

(2) 担当課所と文書学事課(情報公開推進室)との事前協議だけで判断することが困難な事案については、情報公開制度を適正かつ円滑に運営するために設置されている栃木県情報公開連絡会議において検討するものとする。

3 担当課所は、公文書の開示決定等をしたときは、決定の内容に応じて、公文書開示決定通知書(施行規則別記様式第3号)又は公文書非開示決定通知書(施行規則別記様式第4号)により開示請求者に対し通知するとともに、開示の実施の方法等に係る申出書(施行規則別記様式第11号)の用紙を添付するものとする。開示請求に係る公文書が多数あって、開示決定、部分開示決定又は非開示決定の複数の種類の決定をする場合には、それぞれの決定通知書を交付する。

4 担当課所は、条例第15条第1項及び第2項の規定により、意見書の提出の機会を与えられた第三者が反対意見書を提出した場合、第三者保護の観点から、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことに留意するものとする。

5 担当課所は、開示決定等をしたときは、決定通知書、開示請求書の写しを文書学事課(情報公開推進室)に送付するものとする。

6 各決定通知書の記載上の留意事項は次のとおりである。

(1) 公文書開示決定通知書(施行規則別記様式第3号)

ア 「区分」欄

全部開示(対象公文書の全部を開示する旨の決定)又は部分開示(対象公文書の一部を開示する旨の決定)の別を記載する。

イ 「公文書の名称」欄

開示請求に係る公文書の名称を記載する。

ウ 「開示をしない部分及びその理由」欄

(ア) 開示をしない部分

開示請求に係る公文書に記録された情報のうち、非開示とする部分を記載する。

(イ) その理由

根拠規定と、その理由を具体的に提示するものとする。記載にあたっては、開示請求者が読んで理解できるように、具体的に記載しなければならない。

(ウ) 開示をしない部分が複数ある場合には、その全部を記載し、それぞれ開示をしない理由を提示するものとする。

(エ) 一つの開示をしない部分が複数の非開示情報に該当する場合には、該当する非開示情報をすべて記載し、その理由を提示するものとする。

(オ) 開示をしない理由がなくなる日をあらかじめ明示することができるときは、その旨を記載する。

エ 「求める開示の実施の方法等」欄

(ア) 公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄に記載がある場合

a 記載された方法により開示を実施することができるときは、その旨及び当該方法を記載する。

b 記載された方法により開示を実施することができないときは、その旨を記載する。

(イ) 公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄に記載がない場合

斜線で消しておく。

オ 「求めることができる開示の実施の方法等」欄

担当課所が行うことができる開示の実施の方法（「求める開示の実施の方法等」に記載した方法以外の方法）を記載する。

カ 「事務所における開示をすることができる日時及び場所」欄

(ア) 「日時」欄

- a 開示の実施の方法が、閲覧、視聴又は聴取である場合においては、開示を実施することができる日時を記載する。
- b 公文書開示請求書の「事務所における開示の実施を希望する日時」欄に記載がある場合であって、当該日時に開示の実施をすることができるときは、当該日時を記載する。
- c 公文書開示請求書の「事務所における開示の実施を希望する日時」欄に記載がある場合であって、当該日時に開示を実施することができないとき、又は、記載がない場合は、原則として、事務所において開示を実施できる日時を記入し、「開示の実施の方法等に係る申出書」を同封する。開示の実施の際には、担当課所の職員が立ち会い、必要に応じて説明を行うこととなるので、その点を考慮し、事前に開示請求者と日程の調整をし、互いに都合の良い日時を設定することも考えられる。

(イ) 「場所」欄

開示の実施の場所は、写し又は複製物の送付による場合を除き次のとおりとする。

- a 本庁にあっては、県民プラザその他閲覧に適した場所
- b 出先機関にあっては、当該出先機関

キ 「開示の実施の方法等の申出に係る事項」欄

公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄及び「事務所における開示の実施を希望する日時」欄に記載の有無並びに実施機関が当該方法及び当該日時により開示を実施することができるかどうかにより記載内容が異なるので注意するものとする（後掲の記入例も併せて参照のこと）。

(ア) 公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄及び「事務所における開示の実施を希望する日時」欄に記載があり（写しの送付の方法による公文書の開示を選択した場合を除く。）、実施機関が当該方法及び当該日時により開示の実施をすることができる場合は、次の事項を記載するものとする。

- a 求める開示の実施の方法の変更を希望するときは、「求めることができる開示の実施の方法等」欄から希望する開示の実施の方法を選択する旨
- b 事務所における開示の実施をすることができる日時の変更を希望する場合は、その日時を申し出る旨
- c a 又は b のいずれかに該当するときは、開示の実施の方法等に係る申出書により担当課（所）に提出期限までに申し出る旨
- d a 及び b のいずれにも該当しないときは、開示の実施の方法等に係る申出書による申出を要しない旨

(イ) 公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄及び「事務所における開示の実施を希望する日時」欄に記載があり（写しの送付の方法による公文書の開示を選択した

場合を除く。)、実施機関が当該方法により開示を実施できないときは、次の事項を記載するものとする。

- a 求める開示の実施の方法の変更を希望する場合は、「求めることができる開示の実施の方法等」欄から希望する開示の実施の方法を選択する旨
- b 事務所における開示の実施の日時の変更を希望する場合は、当該変更を希望する日時を申し出る旨
- c a及びbの事項を開示の実施の方法等に係る申出書により担当課(所)に提出期限までに申し出る旨

(ウ) 公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄及び「事務所における開示の実施を希望する日時」欄に記載があり(写しの送付の方法による公文書の開示を選択した場合を除く。)、実施機関が当該日時に開示を実施できないときは、次の事項を記載する。

- a 求める開示の実施の方法の変更を希望するときは、「求めることができる開示の実施の方法等」欄から希望する開示の実施の方法を選択する旨
- b 事務所における開示を実施することができる日時の変更を希望するときは、当該変更を希望する日時を申し出る旨
- c bの事項を(aに該当するときは、その旨も併せて)開示の実施の方法等に係る申出書により担当課(所)に提出期限までに申し出る旨

(エ) 公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄に記載があり(写しの送付の方法による公文書の開示を選択した場合に限る。)、実施機関が当該方法により開示を実施することができる場合

- a 求める開示の実施の方法を変更するときは、「求めることができる開示の実施の方法」欄から希望する開示の実施の方法を選択する旨
- b 事務所における開示の実施を希望するときは、開示の実施を希望する日時を申し出る旨
- c aに該当するときは、(bに該当するときはその旨も併せて)開示の実施の方法等に係る申出書により提出期限までに担当課(所)に申し出る旨
- d aに該当しないときは、開示の実施の方法等に係る申出書による申出を要しない旨

(オ) 公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄及び「事務所における開示の実施を希望する日時」欄に記載がないときは、次の事項を記載する。

- a 「求めることができる開示の実施の方法等」から希望する開示の実施の方法を選択する旨
- b 事務所における開示を実施することができる日時の変更を希望する場合は、その日時を申し出る旨
- c a及びbの事項を開示の実施の方法等に係る申出書により提出期限までに担当課(所)に申し出る旨

ク 「開示の実施の方法等に係る申出書の提出期限」欄

開示の実施の方法等に係る申出書の提出期限を記載する。提出期限は、条例第11条第1項の通知の到達予定日の翌日から30日目(休日にあたるときは翌日)とする。

ケ 「担当課(所)」欄

開示請求に係る公文書の開示決定等をした課所名を記載するものとする。開示請求者が

連絡をとることも考慮して、担当グループ名又は課名まで記載する。

コ 「備考」欄

郵送により写しを交付する場合は、写しに要する費用（○枚○○円）及び送料（○○円）を記載する。

その他必要な事項があるときには、この欄を利用するものとする。

(2) 公文書非開示決定通知書（施行規則別記様式第4号）

ア 「開示をしない理由」欄

(ア) 条例第7条各号のいずれかに該当する場合

根拠規定とその理由を非開示情報の内容が明らかにならない限度において、どのような種類の情報が記録されているのか具体的に記載する。

一つの情報が複数の非開示情報に該当する場合には、該当する非開示情報をすべて記載し、その理由を提示するものとする。

〔記載例〕

「○○が記録されており、○○は個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものです。」など

(イ) 条例第10条に該当するとして存否応答拒否をする場合

根拠規定とその理由を具体的に記載する。

〔記載例〕

「○○に関する公文書は、特定の個人の○○に関する情報が記録されているため、当該公文書の存否を答えること自体が条例第7条第2号の非開示情報を開示することになるので開示請求に係る公文書の存否を答えることはできないが、仮に当該公文書が存在するとしても条例第7条第2号により非開示情報に該当する。」など

(ウ) 開示請求に係る公文書を保有していない場合

理由を具体的に記載する。

〔記載例〕

「当該公文書は、保存年限を満了したため、平成○○年○月○日に廃棄した。」

「開示請求に係る公文書は作成、取得していない。」など

(エ) 条例第34条の2に該当する場合

根拠規定を記載する。

〔記載例〕

「当該公文書は、刑事訴訟に関する書類及び押収物であり、条例第34条の2に該当する。」など

(オ) 開示請求書に形式上の不備がある場合（補正に応じない場合を含む）

形式的要件のうち、どの要件を満たしていないかを明確に記載する。

〔記載例〕

「公文書を特定するのに必要な事項の記載が不十分であり、対象公文書の特定ができないため」など

イ その他の欄は、公文書開示決定通知書と同様である。

7 開示決定等に併せて、開示請求書の下欄に次の事項を記載する。

ア 「処理状況」の欄の「2 後日決定」を○で囲む。なお、本条第3項の規定により即時開

示をするときは、「1 即時開示」を○で囲む。

イ 「対象公文書」欄の「件名」欄に公文書の名称を記載する。

ウ 「対象公文書」欄の「所属年度」欄に当該公文書の帰属する年度を記載する。

エ 「対象公文書」欄の「担当課（所）」欄に課所名を記載する。

第12条 開示決定等の期限

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、開示決定等の期限の原則及び延長する場合の手続について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「開示請求があった日」とは、開示請求書が当該請求を取り扱うこととされている窓口に到達し、実施機関が了知可能な状態に置かれた日をいう。
- 2 決定期間は、開示請求があった日の翌日から起算し、14日目に当たる日をもって満了となる。ただし、14日目に当たる日が休日であるときは、その直後の休日でない日が満了日となる。
- 3 開示請求者に対し補正を求めた場合において、開示請求者が補正に応じない旨の意思表示を明確に行ったときは、決定期間が再び進行することとなる。
- 4 開示請求書に形式上の不備があつても、実施機関が、開示請求者に対し補正を求めないときは、当該開示請求があった日から14日以内に開示決定等を行わなければならない。
- 5 本条第2項は、本条第1項に規定する決定期間（14日以内）を延長することができる場合を定めたものである。
 - (1) 「事務処理上の困難その他正当な理由」とは、実施機関の職員が通常の勤務時間において誠実に事務処理をしても14日以内に開示決定等を行うことができないと認められるものでなければならない。具体的には次のような場合をいう。
 - ア 第三者に関する情報が記録されているため、当該第三者に対して意見聴取をする必要があるなど、公文書の開示決定等に慎重な手続を要する場合
 - イ 開示請求の対象となる公文書の種類・分量が多く、その内容を確認し、開示決定等の判断をするのに相当の日数を要する場合
 - ウ 年末・年始の休日等をはさみ、事務処理をする日数が実質的に不足する場合
 - エ 天災等が発生した場合等予測し得ない業務が増大した場合その他特に事務が繁忙な時期にあたる場合
 - (2) 延長できる期間は46日以内であり、原則の14日以内と合わせて、開示請求があった日から最大60日以内となる。
- 6 実施機関が、14日以内に公文書の開示決定等を行わず、また、本条第2項の規定による決定期間延長もしなかつた場合には、不作為状態となり、開示請求者は、行政不服審査法に基づく不作為についての審査請求及び行政事件訴訟法に基づく不作為の違法確認の訴えを提起することができることとなる。

〔運用〕

- 1 「当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」の留意事項は、次のとおりである。
 - (1) 補正通知等で補正を求めた場合は、補正通知等を郵送した日の翌日から補正が完了した日までの期間を補正に要した日数とする。
 - (2) 補正通知等で補正を求めたが、開示請求者が補正に応じなかった又は補正には応じたがなお補正が不十分な場合は、補正通知等を郵送した日の翌日から補正期限の日までの期間を補正に要した日数とする。
 - (3) 口頭で補正を求めた後、当該補正内容の補正通知等を郵送した場合には、口頭で補正を求めた日から補正が完了した日までの期間を補正に要した日数とする。（年末年始や連休前で口頭補正の日と郵送した日が数日間空く場合等）
- 2 本条第2項の規定により、決定期間は、開示請求のあった日から最大60日まで延長することができるものであるが、必要最小限度の範囲で延長期間を設定しなければならない。
- 3 決定期間を延長したときは、延長後の期間及び延長の理由を決定期間延長通知書（施行規則別記様式第5号）により開示請求者に対し通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。

なお、当該通知は、本条第1項に規定する期間内（14日以内）にしなければならない。
- 4 決定期間延長通知書の記載上の留意事項は、次のとおりとする。
 - (1) 「公文書の名称」欄
公文書開示決定通知書と同様である。
 - (2) 「栃木県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間」欄
開示請求があった日から条例第12条第1項の規定による満了日（開示請求があった日の翌日から14日目）までを記載する。
 - (3) 「延長後の決定期間」欄
条例第12条第1項の規定による期間の満了日の翌日から延長した最後の日までを記載する。
 - (4) 「延長の理由」欄
延長の理由を具体的に記載する。
 - (5) 「担当課（所）」欄
公文書開示請求書と同様である。

第13条 開示決定等の期限の特例

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) 本条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

〔趣旨〕

本条は、開示請求に係る公文書が著しく大量であって、そのすべてについて60日以内に開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合の開示決定等の期限の特例を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「事務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合」とは、開示請求に係る公文書が大量であるため、60日以内に開示決定等をするためには、他の事務を停止するなど、実施機関が所掌する事務の遂行が著しく停滞する場合をいう。
- 2 「相当の部分」とは、60日以内に開示決定等を行うことができる部分をいう。
- 3 「相当の期間」とは、60日以内に開示決定等を行う「相当の部分」を除いた残りの公文書について、実施機関の事務の遂行に著しい支障を生ずることなく、開示決定等ができる期間をいう。

〔運用〕

- 1 開示請求に係る公文書が著しく大量か否かの判断については、当該公文書の量や情報の内容、開示決定等を行う実施機関の事務処理体制等を総合的に勘案して、個別的に判断するものとする。
- 2 相当の部分については、開示請求に係る公文書の主要な部分あるいは概要に当たる部分などを選定するものとする。なお、この際、開示請求者の意向も確認することが望ましい。
- 3 残りの公文書について開示決定等をする期限の上限は定められていないが、当該決定をするために必要とされる合理的な期間を設定するものとする。
- 4 担当課所は、本条を適用するときは、開示請求者に対し決定期限特例適用通知書（施行規則別記様式第6号）により本条を適用する旨、その理由及び残りの公文書について開示決定等をする期限を通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。

なお、当該通知は、条例第12条第1項に規定する期間内（14日以内）にしなければならない。

- 5 担当課所が、開示請求に係る公文書の相当の部分につき開示決定等をしたときは、開示決定

等の内容に応じ、施行規則に定める各決定通知書により開示請求者に対し通知し、残りの公文書について開示決定等をしたときも、同様に各決定通知書により開示請求者に対し通知するものである。

6 決定期限特例適用通知書の記載上の留意事項は、次のとおりである。

(1) 「公文書の名称」欄

公文書開示請求書と同様である。

(2) 「栃木県情報公開条例第12条第1項の規定による決定期間」欄

決定期間延長通知書と同様である。

(3) 「開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及び当該期間内に開示決定等をする部分」欄

ア 「期間」欄

期間は、開示請求があった日から条例第12条第2項に規定による満了日までを記載する。

イ 「開示決定等をする部分」欄

開示決定等をする公文書の名称を記載する。

(4) 「栃木県情報公開条例第13条の規定を適用する理由」欄

条例第13条の規定を適用する理由を具体的に記載する。

(5) 「残りの公文書について開示決定等をする期限」欄

残りの公文書を開示決定等をする期限となる日を記載する。

(6) 「担当課（所）」欄

公文書開示決定通知書と同様である。

(7) 「備考」欄

公文書開示決定通知書と同様である。

第14条 事案の移送

- 第14条** 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。

〔趣旨〕

開示請求は、開示請求に係る公文書を保有している機関に対して行うものであり、開示決定等その他必要な事務処理は、当該公文書を保有している機関が行うことが原則である。しかし、公文書に記録された内容に関して他の実施機関がより精通している場合など、事案を移送して他の実施機関が開示決定等の判断を行い、開示の実施を行うことが適切と考えられる場合もあり得る。

そこで、本条は、事案を他の実施機関に移送する場合の要件、手続、効果について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関が開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」とは、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときのほか、当該公文書に他の実施機関の事務と密接な関連を有する情報が記録されており、他の実施機関の方が開示請求に係る公文書について開示決定等の判断をより適切に行うことができると認められるときをいう。
- 2 事案の移送は、開示請求を受けた実施機関の一方的な判断により行うことはできず、移送先となる実施機関との協議が整った場合に行うことができるものである。また、事案の移送は、条例第2条第1項の実施機関相互間で行うことができるものであり、条例の適用を受けない国や他の地方公共団体の機関はもとより、栃木県議会情報公開条例に基づき公文書開示を行っている県議会に対して事案を移送することはできない。
- 3 「移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす」とは、事案を移送した実施機関が移送前に補正命令をした場合や決定期間を延長した場合などは、当該行為は移送を受けた実施機関が行ったものとみなされることをいう。
- 4 本条は、開示請求という事案の移送について定めたものであり、公文書自体の移送を定めたものではないから、事案が移送されても当該公文書は移送をした実施機関のもとに存在することになる。しかし、移送を受けた実施機関は、当該開示請求について開示決定等をし、開示の実施を行わなければならないから、移送をした実施機関は当該公文書の管理を一時的に移送を受けた実施機関に委ねるなど、開示の実施に関し必要な協力をしなければならないことは言うま

でもない。

- 5 事案の移送は、開示請求を受けた実施機関が請求に係る公文書を保有しているものの、開示・非開示の判断については他の実施機関が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、開示請求を受けた実施機関が請求に係る公文書を保有していない場合には、事案の移送の問題ではない。

〔運用〕

- 1 事案の移送は、実施機関相互間における措置であるから、事案を移送することにより開示請求者に不利益を与えることがあってはならない。したがって、移送を受けた実施機関は、原則として移送をした実施機関に開示請求があった日から14日以内に開示決定等を行わなければならない。
- 2 実施機関相互間の協議が整ったときは、移送をする実施機関は、事案の移送の決定を行い、移送を受ける実施機関に対しその旨を書面で通知するものとする。また、開示請求者に対し事案移送通知書（施行規則別記様式第7号）により通知するとともに、その写しを文書学事課（情報公開推進室）に送付するものとする。
- 3 事案移送通知書（施行規則別記様式第7号）の記載上の留意事項は次のとおりである。
 - (1) 「公文書の名称」欄
公文書開示決定通知書と同様である。
 - (2) 「移送先実施機関」欄
移送先の実施機関名を記載する。
 - (3) 「移送先担当課（所）」欄
移送先の実施機関の担当課所名及び担当グループ名又は担当課名等を記載する。
 - (4) 「移送をした日」欄
移送をした日を記載する。
 - (5) 「移送の理由」欄
移送をした理由を記入する。
 - (6) 「担当課（所）」欄
開示請求を受けた実施機関の担当課所名及び担当グループ名又は担当課名等を記載する。
 - (7) 「備考」欄
その他必要な事項を記入する。

第15条 第三者保護に関する手続

第15条 開示請求に係る公文書に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の名称その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の名称その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

〔趣旨〕

- 1 本条第1項及び第2項は、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されている場合において、当該第三者の権利利益の保護を図り、開示決定等の判断の適正を期するため、開示決定等に先立ち、当該第三者に対し意見書の提出の機会を与えることについて定めたものである。
- 2 本条第3項は、開示することに反対意見書を提出した第三者が、開示の実施前に、開示決定について争う機会を保障するための措置を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 本条第1項及び第2項の規定により第三者から意見聴取を行うことは、当該第三者に開示決定等について同意権を付与するものではない。したがって、当該第三者から反対意見書が提出された場合においても、実施機関は、その意見に拘束されるものではない。
- 2 本条第1項は、開示決定等の判断の参考資料とするために意見聴取できる旨を定めるものであるから、実施機関に対して当該第三者に意見書の提出の機会を与えることを義務付けるものではない（任意的意見聴取）。
- 3 本条第2項は、第三者に関する情報を「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（条例第7条第2号ロ、同条第3号ただし書）に該当すると認められるとして開示する場合及び公益上特に開示する必要があると認められると

して裁量により開示する場合（条例第9条）について、第三者保護の観点から、事前に当該第三者に意見書の提出の機会を与えることを義務付けるものである（必要的意見聴取）。

- 4 「当該第三者の所在が判明しない場合はこの限りではない」とは、本条第2項本文が意見書の提出の機会を与えることを義務付けているため、実施機関が誠実に努力したにもかかわらず、当該第三者の所在を探知できないときに、手続が停滞することを避けるために定められたものである。
- 5 「直ちに」とは、「即時に」、「間をおかずに」という意味であり、第三者に対する通知が遅滞すると、実質的に当該第三者の開示決定を争う機会を保障することができないので、この通知の遅滞は許されないものである。

〔運用〕

- 1 国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人は、本条の「第三者」から除かれるものであるが、これらに対する意見照会の必要性を否定するものではない。実施機関は、必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に対して、公開することにより生じる支障の有無、程度等について意見を照会するものとする。
なお、当該実施機関以外の県の機関についても、第14条の規定に基づく事案の移送を行う場合を除いて同様である。
- 2 本条第1項及び第2項の規定により、第三者に意見書の提出の機会を与えるときは、当該第三者に対し公文書の開示に係る意見書（施行規則別記様式第9号）を添付し、公文書の開示に係る意見照会書（施行規則別記様式第8号）により通知するものとする。
- 3 意見書の提出の機会を与えられた第三者から反対意見書が提出された場合において、開示決定をする場合は、実施機関は、決定後直ちに、当該第三者に対し開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を公文書開示決定結果通知書（施行規則別記様式第10号）により通知しなければならない。
なお、非開示決定をする場合は、書面による必要はないが、口頭により通知すべきである。
- 4 第三者に意見を求める場合において、意見聴取する内容は、次のとおりとする。
 - (1) 第三者に関する情報が記録された公文書を開示することによる支障の有無
 - (2) 開示することに支障がある場合にあっては、支障がある部分とその理由
- 5 公文書の開示に係る意見照会書の記載上の留意事項は、次のとおりである。
 - (1) 本文に意見書の提出期限を記載する。提出期限は、意見照会書が第三者に到達すると見込まれる日からおおむね1週間後程度が適当である。しかし、第三者において検討時間が不足することも考えられるので、当該第三者の意向も確認しながら、公文書の分量や情報の内容を考慮して必要最小限の期間を設定するものとする。
なお、第三者に意見書の提出の機会を与えることを理由として決定期間を延長するときは、開示請求者に対し決定期間延長通知書（施行規則別記様式第5号）によりその旨を通知するものとする。
 - (2) 「公文書の名称」欄
公文書開示決定通知書と同様である。
 - (3) 「当該公文書に記録されている情報の内容」欄
開示請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容を記載する。
なお、意見照会書の欄が不足する場合は、その内容を記載した別紙を意見照会書に添付する。

- (4) 「栃木県情報公開条例第15条第2項第1号又は第2号の適用の区分及び当該規定を適用する理由」欄

本条第2項の規定により第三者に意見書の提出の機会を与える場合にのみ記載し、本条第1項の規定により第三者に意見書の提出の機会を与える場合には、この欄を斜線で消すこと。

- ア 「適用の区分」

条例第15条第2項第1号又は第2号のうち、どちらを適用するのか、適用する号を記載する。

- イ 「当該規定を適用する理由」

- (ア) 条例第15条第2項第1号の規定を適用する場合

条例第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に該当する理由を具体的に記載する。

- (イ) 条例第15条第2項第2号の規定を適用する場合

条例第9条の規定により開示することが公益上特に必要と認められる理由を具体的に記載する。

- (5) 「意見書の提出先（担当課（所））」欄

意見書の提出先となる担当課（所）名を記載する。

なお、公文書開示決定通知書と同様に担当グループ名又は課名まで記載する。

- (6) 「備考」欄

その他必要な事項があるときには、この欄を利用するものとする。

- 6 公文書開示決定結果通知書の記載上の留意事項は、次のとおりである。

- (1) 「公文書の名称」欄

第三者に関する情報が記録されている公文書のうち、開示決定をする公文書の名称を記載する。

- (2) 「開示決定の内容」欄

全部を開示する旨の決定をする場合は、全部開示決定と記載し、一部を開示する旨の決定をする場合は、部分開示決定と記載する。

- (3) 「開示決定により開示される に関する情報の内容」欄

開示決定をする公文書に記録されている第三者に関する情報の内容を、当該第三者が読んで理解できる程度に具体的に記載する。

- (4) 「開示決定をした理由」欄

- ア 条例第15条第1項の規定により第三者に意見書の提出の機会を与えた場合

当該第三者に関する情報は、条例第7条各号の非開示情報に該当しない旨の理由を具体的に記載する。

- イ 条例第15条第2項の規定により第三者に意見書の提出の機会を与えた場合

条例第7条第2号ロ又は同条第3号ただし書に該当する理由若しくは条例第9条の規定により公益上特に開示することが必要であると認める理由を具体的に記載する。

- (5) 「開示を実施する日」欄

開示を実施する日を記載する。この場合において、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならないことに留意すること。

- (6) 「担当課（所）」欄

公文書開示決定通知書と同様である。

- (7) 「備考」欄

公文書開示決定通知書と同様である。

第16条 公文書の開示の実施

- 第16条** 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 開示決定に基づき公文書の開示を受けるものは、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。
 - 3 前項の規定による申出は、第11条第1項に規定する通知があつた日から30日以内に行ななければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
 - 4 開示決定に基づき公文書の開示を受けたものは、最初に開示を受けた日から30日以内限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

〔趣旨〕

本条は、公文書の開示の実施の方法、開示を受けるものからの開示の実施の方法等の申出及び再開示の申出の手続について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認められるとき」とは、原本を開示することにより公文書の汚損、破損につながるおそれがあるときをいう。
- 2 「その他正当な理由があるとき」とは、条例第8条（公文書の部分開示）の規定により部分開示を行うとき、日常業務に使用している公文書で原本を開示することにより事務に支障を及ぼすおそれがあるとき等をいう。
- 3 「第11条第1項に規定する通知があつた日」とは、公文書開示決定通知書（施行規則別記様式第3号）（以下「通知書」という。）が開示を受けるもののもとに到達した日をいう。

〔運用〕

- 1 文書又は図画の開示の方法は、次のとおりとする。
 - (1) 開示の方法は、原則として、開示決定に係る公文書の原本を閲覧に供し又はその写しを交付することにより行う。
 - (2) マイクロフィルムの閲覧は、引伸機によって複写した物を閲覧することにより行う。
 - (3) 閲覧に際しては、担当課所の職員が立ち会うものとし、開示を受けるものの求めに応じ可能な範囲で説明を行うものとする。

なお、開示を受ける者が文書又は図画を丁寧に取り扱い、汚損し、若しくは破損したとき、又はこのような行為をするおそれがあると認められるときは、閲覧の中止を命ずること

ができる。

また、開示を受ける者が文書等の書写又はカメラ等による撮影を申し出た場合は、原則としてこれを認めるものとする。

2 文書又は図画の写しの作成方法は、次のとおりとする。

ア 用紙の大きさは、日本工業規格A列3番以内とする。

イ 開示請求に係る公文書が両面の場合、請求者からの希望により両面コピーすることは差し支えない。この場合、写しの費用は一面当たりで換算する。

ウ 開示請求に係る公文書が多色刷りの場合もイと同様により処理する。

エ 写しを作成する文書又は図画がA列3番を超える大きさのものであるときは、数枚に分けて写しを作成する。

なお、大型複写機を使用して写しを作成することができるときは、それにより写しを作成することは差し支えない。

3 電磁的記録の開示の方法は、次のとおりとする。

(1) 映画フィルム、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ及び録画ディスク

ア 専用機器により再生したものの視聴又は聴取

イ 複製物の供与

(2) その他の電磁的記録については、次に掲げる方法であって、実施機関が保有するプログラムにより行うことができるものとする。

ア 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

イ 複製物の供与

ウ 用紙に出力したものの閲覧又は交付

4 電磁的記録の複製物は、原則として光ディスク（CD-R 700MB）への複写により作成するものとする。ただし、開示請求者が、光ディスク（CD-R 700MB）以外のものへの複写を希望している場合であって、容易に対応することができるときは、当該方法により作成することができるものとする。

5 同一のファイル又はテープの中に非開示情報が含まれている場合であって、これを区分して閲覧、視聴、聴取又は複製物の作成をすることが多くの時間又は多額の経費を要するときは、当該電磁的記録の部分開示は行わない。

なお、用紙に出力したものにより開示の実施を行うことができる場合には、文書の場合と同様の方法により部分開示を行うものとする。

6 写し又は複製物の交付部数は、請求1件につき1部とする。

7 開示を受ける者が、当初閲覧の方法のみにより開示の実施を申し出た場合において、開示の実施の際に、写しの交付を求められたときは、再開示の申出書（運用11、12参照）により写しを交付するものとする。

8 開示請求に係る公文書の貸出は、紛失、汚損又は破損のおそれがあり、また、事務執行上の支障を及ぼすおそれがあるため行わない。

9 開示の実施の方法等の申出

(1) 開示を受けるものからの申出は、開示の実施の方法等に係る申出書（施行規則別記様式第11号）によるものとする。

なお、当該申出書は、通知書に添付して交付するものとする。

- (2) 開示を受けるものが開示の実施の方法又は日時の変更を希望しないときは、改めて当該申出書の提出を求める必要はない。
- 10 開示の実施の方法等の申出書は、次により記載を求めるものとする。
- (1) 「栃木県情報公開条例第11条第1項に規定する通知があった日」欄
通知書が開示の実施を受けるもののもとに到達した日の記載を求めるものとする。
- (2) 「求める開示の実施の方法等」欄
- ア 公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄に記載がある場合
- (ア) 通知書の「求める開示の実施の方法等」欄に記載された方法の変更を希望するときは、「求めることができる開示の実施の方法等」欄に記載された方法の中から、開示を受ける者が希望する開示の方法の記載を求め、送付の方法により写しの交付を希望するときは、併せてその旨の記載を求めるものとする。
- (イ) 開示決定に係る公文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるときは、当該部分ごとに異なる開示の実施の方法の記載を求めるものとする。
- イ 公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄に記載がない場合
- (ア) ()内の「通知書に記載された求める開示の実施の方法を変更する場合は、」の部分を見え消しする。
- (イ) 通知書の「求めることができる開示の実施の方法等」欄に記載された方法の中から、開示を受ける者が希望する開示の方法の記載を求め、送付の方法により写しの交付を希望するときは、併せてその旨の記載を求めるものとする。
- (ウ) 開示決定に係る公文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるときは、当該部分ごとに異なる開示の実施の方法の記載を求めるものとする。
- (3) 「開示決定に係る公文書のうち、開示の実施を求める部分」欄
開示決定に係る公文書の一部について開示の実施を求める場合のみ記載を求めるものとする。
- (4) 「事務所における開示の実施を希望する日時」欄
通知書において指定した開示の実施の日時の変更を希望する場合のみ記載を求めるものとする。
- (5) 「備考」欄
その他必要な事項があるときは、この欄を利用するよう求めるものとする。
- 11 再開示の申出
更に開示を受ける旨の申出は、再開示申出書（施行規則別記様式第12号）によるものとする。
- 12 再開示申出書は、次により記載を求めるものとする。
- (1) 「最初に開示を受けた日」欄
開示決定に係る公文書の開示を最初に受けた日の記載を求めるものとする。送付の方法により写しの交付を受けた場合においては、当該写しが開示を受けるもののもとに到達した日の記載を求めるものとする。
- (2) 「求める開示の実施の方法等」欄
- ア 公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄に記載がある場合
- (ア) 通知書の「求める開示の実施の方法等」欄及び「求めることができる開示の実施の方

法等」欄に記載された方法の中から、開示を受けるものが希望する開示の方法の記載を求め、送付の方法により写しの交付を希望するときは、併せてその旨の記載を求めるものとする。

(イ) 開示決定に係る公文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるときは、当該部分ごとに異なる開示の実施の方法の記載を求めるものとする。

イ 公文書開示請求書の「求める開示の実施の方法等」欄に記載がない場合

(ア) ()内の「求める開示の実施の方法等」欄及び」の部分を見え消しする。

(イ) 決定通知書の「求めることができる開示の実施の方法等」欄に記載された方法の中から、開示を受けるものが希望する開示の方法の記載を求め、送付の方法により写しの交付を希望するときは、併せてその旨の記載を求めるものとする。

(ウ) 開示決定に係る公文書の部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるときは、当該部分ごとに異なる開示の実施の方法の記載を求めるものとする。

(3) 「開示決定に係る公文書のうち、開示の実施を求める部分」欄

開示決定に係る公文書の一部について開示の実施を求める場合のみ記載を求めるものとする。

(4) 「事務所における開示の実施を希望する日時」欄

決定通知書において指定した開示の実施の日時の変更を希望する場合のみ記載を求めるものとする。

(5) 「備考」欄

その他必要な事項があるときは、この欄を利用するよう求めるものとする。

13 開示請求に係る公文書について、開示決定等を行ったときは、後日の参考資料とするため、その処理年月日、処理経過を次により当該公文書に記載しておくものとする。

(1) 回議書を用いた公文書については、回議書の「開示請求状況」の欄にその処理結果等を記載しておくものとする。

(2) 回議書を用いていない公文書については、適宜別用紙を添付する等の方法により、その処理結果について記録しておくものとする。

第17条 費用負担

第17条 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、公文書の写しその他物品の供与に要する費用の負担について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「その他物品の供与」とは、電磁的記録の複製物の供与及び用紙に出力したものの交付をいう。
- 2 「供与に要する費用」とは、文書又は図画の写しの作成及びその他の物品の複製物の作成に要する費用並びに送付に要する費用をいう。
- 3 請求に係る公文書の検索、審査に要する費用及び閲覧に供するための費用は、徴収しない。

〔運用〕

- 1 供与に要する費用の徴収は、口頭による納入の通知をして、現金により徴収する。
- 2 文書又は図画の写しの作成に要する費用は、日本工業規格A列3番以下1枚（面）につき10円（多色刷りの場合は、1枚（面）につき80円）とする。
なお、大型複写機により写しを作成した場合には、当該写しがA列3番で何枚になるかを換算し、当該枚数に10円（多色刷りの場合は80円）を乗じた金額とする。
- 3 電磁的記録の複製物の交付に要する費用は、次のとおりとする。
 - (1) 光ディスク（CD-R 700MB）を供与する場合 1枚につき50円
 - (2) その他の電磁的記録については、供与物品の作成に要する費用に相当する額を徴収するものとする。
- 4 電磁的記録を用紙に出力したものの交付に要する費用は、文書又は図画の写しの作成に要する費用と同額とする。
- 5 送付の方法により写し又は物品の供与を求められた場合は、送付に要する費用を併せて徴収するものとする。
なお、郵送に必要な額に相当する郵便切手の提出があった場合には、当該郵便切手を使用して郵送することとし、別途郵送料を徴収しないこととする。
- 6 費用の徴収事務は、開示の実施の場所に応じ、原則として次によるものとする。
 - (1) 本庁で開示を実施した場合 文書学事課（情報公開推進室）で徴収する。
 - (2) 出先機関で開示を実施した場合 公文書の開示を実施した出先機関で徴収する。

第3章 審査請求

第18条 審理員による審理手続に関する規定の適用除外

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

〔趣旨〕

行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、審査庁に所属する職員の中から指名された審理員が審理手続を行うものであるが、この条例に規定する開示決定等又は開示請求に係る不作為に対する審査請求については、審査会が実質的な審理を行うため、審理員を指名しないこととする旨定めたものである。

第19条 審査請求があった場合の手続

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、栃木県行政不服審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき（当該公文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。
- 2 前項に規定する諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、栃木県行政不服審査会から当該諮問に対して答申があったときは、これを尊重して、遅滞なく、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、公文書の開示決定等及び開示請求に係る不作為について審査請求があった場合の手続について規定するものであり、原則として、審査会に諮問する義務があること、及び例外的に諮問を要しない場合について定めたものである。
- 2 審査会は知事の附属機関であるが、知事以外の実施機関に対して審査請求があった場合にも、当該実施機関は審査会に諮問しなければならない。
- 3 実施機関は、開示決定等に対する審査請求にあつては、開示決定等の内容及び理由、開示請求に係る不作為に対する審査請求にあつては、不作為の理由並びに開示決定等を行う予定の時期、内容及び理由を示した弁明書を添付して、審査会に諮問しなければならない。
- 4 審査会は、諮問を受けて当該審査請求について審議を行い、実施機関においては、その諮問に対する答申を尊重して裁決を行わなければならない。

〔解釈〕

- 1 審査請求があったときに審査会に諮問することを義務付けられるのは、当該審査請求が条例第11条第1項又は第2項の規定による開示決定等又は開示請求に係る不作為に対するものであり、かつ、当該審査請求が行政不服審査法に規定する審査請求の形式的要件を具備しているときである。条例第12条第2項の規定による開示決定等の期間の延長や条例第13条（開示決定等の期限の特例）の適用等は、開示決定等に当たらないので審査会に諮問する必要はないが、条例第10条（公文書の存否に関する情報）の規定により存否の応答を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときは、条例第11条第2項により非開示決定となるので、審査請求があれば審査会に諮問する必要がある。

なお、開示請求者からの審査請求に限らず、第三者からの審査請求があったときも諮問することが義務づけられているものである。

- 2 「審査請求が不適法であるとき」とは、審査請求期間を徒過したものなど、行政不服審査法に規定する要件を具備していないときをいう。
- 3 本条第1項第2号は、開示請求者からの審査請求を想定したものである。審査請求を受けて、

非開示とされた部分をすべて開示する旨の裁決をする場合には、審査請求の理由が消滅するので、審査会に諮問する必要はない。

ただし、当該公文書を開示することについて条例第15条（第三者保護に関する手続）の規定により第三者から当該公文書の開示に反対する旨の意見書（反対意見書）が提出されている場合は、必ず審査会に諮問しなくてはならない。

- 4 公文書の開示決定等を不服として法的救済を受ける手続には、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟の二通りがあり、いずれの方法を採るかは、法的救済を求める者の選択によることとなる。また、両方に救済を求めることも可能であることから、当該審査請求について審議中であっても、それとは別に訴訟が提起されるということもあり得る。

〔運用〕

- 1 実施機関は、審査請求があったときは、的確な事務処理の進行管理を徹底することにより、可能な限り速やかに審査会に諮問する。この場合、審査請求があった日から諮問するまでに、特段の事情がない限り、遅くとも2月を超えないよう努めるものとする。
- 2 諮問は、弁明書の写しに加え、審査請求人から提出された反論書の写し及び参加人から提出された意見書の写しを添えてするものとする。ただし、審査請求人又は参加人から提出がされなかった場合は、この限りではない。
- 3 「特段の事情」とは、具体的には、次のような場合をいう。
 - (1) 諮問までに一定の手続きを経る必要があり、当該手続きの実施に時間を要する場合
 - (2) 対象公文書が大量又は複雑であって、調査・検討に時間を要する場合
 - (3) 年末・年始の休日等をはさみ、事務処理をする日数が実質的に不足する場合
 - (4) 天災等が発生した場合等審査請求に係る事案の処理以外の事務が著しく繁忙な場合
- 4 実施機関が審査会から答申を受けたときにおいて、当該審査請求に対する裁決をする場合は、3の特段の事情がない限り、遅くとも30日を超えないよう努めるものとする。
- 5 開示する旨の決定に対して第三者から審査請求があった場合には、これに対する裁決をするまでの間、開示の実施を停止しなければならない。

なお、この場合において、審査請求が不適法であることを理由に却下するとき又は審査請求に理由がないとして棄却するときは、条例第21条（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）により準用される条例第15条第3項の規定が適用される。

第20条 諮問をした旨の通知

第20条 諮問庁は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

〔趣旨〕

審査請求人等による審査会での口頭意見陳述や、審査会に対する意見書等の提出は、諮問後においてはじめて可能なことから、審査請求人や参加人等にとっては諮問が行われたことを知ることが重要となってくる。そこで、本条は、諮問庁が審査会に諮問した旨を審査請求人等に通知する義務について定めたものである。

〔解釈〕

「行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人」とは、実施機関の開示決定等又は開示請求に係る不作為に利害関係を有するもののうち、同条第1項の規定によって、諮問庁の許可を得て参加人となったもの及び同条第2項の規定によって諮問庁の求めに応じて参加人となったものをいう。

具体的には、開示請求者からの審査請求については、開示することに反対する旨の主張をする第三者が存在する場合には当該第三者が、第三者からの審査請求については、開示請求者が参加人になり得る。

なお、上記の第三者又は開示請求者が参加人となっていない場合にも、本条第2号及び第3号の規定により諮問をした旨の通知は必要である。実施機関が第三者に意見書の提出の機会を与えずに非開示決定を行った場合には、当該第三者に参加人として参加するか否かの意思確認をすることが適当である。

第21条 第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

〔趣旨〕

- 1 本条は、行政不服審査法に基づく処分により第三者の権利利益を不当に害することのないよう、第三者保護のための手続が準用されることを定めたものである。
- 2 本条により準用される条例第15条第3項は、審査請求に対する裁決をしたときには、裁決が審査請求人に送達された日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置き、裁決後直ちに、反対意見書を提出した第三者に裁決の旨及びその理由並びに開示の日を通知することを実施機関に義務付けるものである。この手続によって、開示に反対する第三者に、抗告訴訟を提起する機会が保障される。
- 3 本条第1号は、第三者から開示に反対する趣旨の審査請求があったときに、これを不適法なものとして却下する裁決、又は審査会の調査審議を経てこれに理由がないとして棄却する裁決により公文書を開示する場合を定めている。
- 4 本条第2号は、開示請求者から審査請求があったときに、審査会の調査審議を経て開示する裁決をする場合を定めている。ただし、これは第三者が参加人として行政不服審査法の手続に参加し、当該公文書の開示に反対する旨の意思を表示している場合に限られる。

第22条～第27条 削除

第4章 情報公開の総合的な推進

第28条 県の責務

第28条 県は、情報公開の総合的な推進を図るため、第2章に定める公文書の開示のほか、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

〔趣旨〕

本条は、公文書の開示によって情報公開を推進することと併せて、県民の利便性を考慮した情報提供施策の充実に関する県の責務について定めたものである。

公文書開示制度は、県民の開示請求権を保障し、実施機関の開示義務を明確にする一方で、県民の開示請求があった場合に開示するという受動的な側面を有する。また、県が保有する公文書は県民の共有財産であるが、その大部分は内部の記録として作成されたものであるから、県民にとって分かりにくい面もある。

そこで、本条は、県政に関する情報の積極的な提供等に関する県の責務について定め、情報公開を総合的に推進していこうとするものである。

第29条 情報の提供に関する施策の充実

第29条 実施機関は、県政に関する情報を分かりやすく記載した資料の作成及びその提供に努めるとともに、その保有する情報を県民に積極的に提供するよう努めなければならない。

2 実施機関は、その行う主要な事業の計画及びその進捗状況に関する情報の公表に努めなければならない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、条例第28条に基づき、各実施機関が行わなければならない情報提供施策の内容を定めたものである。
- 2 本条第1項は、県民が県政に参加するに当たって有用と認められる情報や多くの県民が求める県政に関する情報については、県民にとって分かりやすい資料の作成を常に心がけ、これらは公文書開示請求書の提出がなくても、県民の求めに応じて適時適切に提供していく実施機関の責務について規定したものである。

これによって、県には、県が作成する印刷物やパンフレットをより分かりやすいものとすることはもとより、こうした資料が多くの県民の目に触れるように、資料の存在を広く知らせるとともに、適切な配布場所を選定することが求められている。
- 3 本条第2項は、県が行う主要な事業の計画や進捗状況に関する情報については、広く県民に周知する必要があるという観点から、県民からの具体的な求めを待つまでもなく積極的に公表していく実施機関の責務について規定したものである。

県が策定した長期計画や多額の費用を要する事業については、従来から県民に対して情報提供を行っているところである。県は、県民の県政への参加を進めるというこの条例の目的に沿って、検討の途中経過や事業着手後の進捗状況等に関する情報も含め、最も有効な広報媒体を活用し、今後とも一層効果的に公表していかなければならない。

〔運用〕

- 1 具体的な施策は、「情報公開の総合的推進に関する要綱（平成19年2月15日制定）」によるものである。

なお、附属機関等の議事録の作成については「附属機関等運営の手引」（行政改革ICT推進課）、附属機関等及びその他の会議等の記録作成については「会議等記録の適切な作成について」（平成24年5月16日付け文学第145号）によるものである。
- 2 その他、県が県民に公表する目的あるいは事務事業上の必要により刊行した計画書、調査報告書、事業概要書、広報資料等の資料その他これに準ずる資料については、一層分かりやすい表現に努め、県民が容易に利用できるよう、文書学事課（県民プラザ）に備え付けるとか、課（所）のホームページに掲載するなど、県民への提供に努めるものとする。
- 3 「公文書情報の提供制度」の対象公文書に該当する場合には、その旨説明するものとする。

なお、制度については、「公文書情報の提供に関する要領」を参照すること。

第30条 出資法人等の情報公開の推進

第30条 県が出資又は継続的な財政的援助を行う法人で実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨にのっとり、その性格及び業務内容に応じ、その保有する情報の開示及び提供を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
2 実施機関は、出資法人等の情報公開を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

〔趣旨〕

本条は、基本財産の出資等により県が積極的に関与している法人の情報公開の推進について規定したものである。

第1項は、一定の要件を満たすものとして実施機関が定める法人の情報公開を推進するための努力義務について定め、第2項は、これらの法人の情報公開が推進されるよう、実施機関が必要な指導を行う責務があることについて定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「出資」とは、資本金、基本財産その他これに準ずるものに対する出資、出捐等をいう。
- 2 「継続的な財政的援助を行う」とは、運営費、事業費に対する補助金、負担金又は交付金の交付のほか、債務負担、委託料の支出、県有財産の使用許可等によって反復継続して支援を行うことをいう。
- 3 「その性格及び業務内容に応じ、保有する情報の開示及び提供を推進する」とは、出資法人等に対する県の関与の方法、程度又は出資法人等の業務の性質に応じて、情報公開を推進することをいう。
- 4 「出資法人等の情報公開を推進するため必要な措置を講ずる」とは、実施機関が当該出資法人等の情報公開が推進されるよう、必要な指導助言等を行うことをいう。

〔運用〕

- 1 知事及び教育委員会が所管する出資法人等については、要綱等により、文書等の開示及び経営状況等の公表を行うこととしている。
- 2 現在、条例第30条第1項の実施機関が定める出資法人等は以下のとおり
 - (1) 文書等の開示及び経営状況等の公表を行う法人
 - ① 栃木県土地開発公社
 - ② 栃木県道路公社
 - ③ 栃木県住宅供給公社
 - ④ 公益財団法人とちぎ未来づくり財団
 - ⑤ 公益財団法人とちぎ男女共同参画財団
 - ⑥ 公益財団法人栃木県環境保全公社
 - ⑦ 公益財団法人栃木県臓器移植推進協会
 - ⑧ 公益財団法人大谷地域整備公社
 - ⑨ 公益財団法人栃木県民公園福祉協会
 - ⑩ 公益財団法人日光杉並木保護財団

- ⑪ 公益財団法人栃木県暴力追放県民センター
- (2) 経営状況等の公表を行う法人
 - ① 公益財団法人栃木県消防協会
 - ② 公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構
 - ③ 株式会社日光自然博物館
 - ④ 社会福祉法人とちぎ健康福祉協会
 - ⑤ 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会
 - ⑥ 公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会
 - ⑦ 公益財団法人栃木県保健衛生事業団
 - ⑧ 公益財団法人栃木県アイバンク
 - ⑨ 公益財団法人栃木県産業振興センター
 - ⑩ 株式会社とちぎ産業交流センター
 - ⑪ 株式会社システムソリューションセンターとちぎ
 - ⑫ 公益財団法人栃木県南地域地場産業振興センター
 - ⑬ 栃木県信用保証協会
 - ⑭ 公益財団法人栃木県国際交流協会
 - ⑮ 公益社団法人栃木県観光物産協会
 - ⑯ 公益財団法人栃木県農業振興公社
 - ⑰ 栃木県農業信用基金協会
 - ⑱ 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会
 - ⑲ 公益社団法人栃木県畜産協会
 - ⑳ 公益財団法人とちぎ建設技術センター
 - ㉑ 公益財団法人栃木県育英会
 - ㉒ 公益社団法人栃木県私学退職金社団
 - ㉓ 一般財団法人栃木県私立幼稚園振興財団
 - ㉔ 一般財団法人栃木県教育福祉振興会
 - ㉕ 公益財団法人栃木県スポーツ協会
 - ㉖ 公益社団法人被害者支援センターとちぎ
 - ㉗ 一般財団法人栃木県警友会
 - ㉘ 一般財団法人栃木県交通安全協会

3 出資法人等は、自らの責任において情報公開を推進するための措置を講ずる必要があるものである。

第30条の2 指定管理者の情報公開の推進

第30条の2 県の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、当該公の施設の管理に関して保有する情報の開示及び提供を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者の前項の情報の公開を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

〔趣旨〕

本条は、県の公の施設の管理運営について、「指定管理者制度」を導入したことに伴い、県の公の施設を管理する指定管理者の情報公開の推進について規定したものである。

第1項は、指定管理者が情報公開を推進するための努力義務について定め、第2項は、指定管理者の情報公開が推進されるよう、実施機関が必要な指導を行う責務があることについて定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「県の公の施設を管理する指定管理者」とは、県の指定（行政処分）により、公の施設の管理を行う法人その他の団体をいう。
- 2 「公の施設の管理に関して保有する情報の開示及び提供を推進する」とは、指定管理者が保有する当該公の施設の管理に関する情報について、開示及び提供を推進することをいう。
- 3 「指定管理者の情報公開を推進するため必要な措置を講ずる」とは、実施機関が当該指定管理者の情報公開が推進されるよう、必要な指導助言等を行うことをいう。

〔運用〕

- 1 知事及び教育委員会が所管する公の施設を管理する指定管理者については、要綱等により、文書等の開示及び経営状況等の公表を行うこととしている。
- 2 上記1の「文書等」とは、指定管理者が指定管理業務を行うに当たり、当該指定管理者の役員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該指定管理者の役員が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。「経営状況等」とは、公の施設の管理に関する事業計画や決算に関する資料等をいう。
- 3 現在、指定管理者制度を導入している公の施設の一覧は、県ホームページの以下の場所に掲載されている。

掲載場所：ホーム > 県政情報 > 県政運営 > 行政改革 > 指定管理者制度

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/gyoukaku/tochigigyokaku/1183961057388.html>

- 4 指定管理者は、自らの責任において情報公開を推進するための措置を講ずる必要があるものである。

第5章 補 則

第31条 公文書の適正な管理

第31条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する定めを設けるものとする。

〔趣旨〕

この制度が適切に運営されるためには、開示請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが必要である。そこで、本条は、公文書の適正な管理に関する実施機関の責務について定めたものである。

〔解釈〕

「公文書の管理に関する定め」とは、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準や手続について定めた規程等をいい、知事部局における文書管理規則等をいう。

〔運用〕

- 1 実施機関は、その保有する公文書が県民の共有財産であるとの観点から、文書管理事務の重要性を深く認識し、規程等を遵守し、保有する公文書を適正に整理保管しなければならない。
- 2 公文書の管理に当たっては、特に、次の点に留意する。
 - (1) 利用する人にとって分かりやすく、正確、平易かつ簡潔な文書の作成に努めること
 - (2) 検索しやすい体系的な分類を行うこと
 - (3) 文書の種類、性質等に応じた適正な保存年限を設定すること
 - (4) 廃棄に関しては適正な手続を確保すること

第32条 公文書目録等の作成

第32条 実施機関は、公文書を検索するための公文書目録等を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

〔趣旨〕

本条は、この制度を県民が利用しやすいものとするとともに、より実効あるものとするため、公文書を検索するための目録等を作成し、閲覧に供することについて定めたものである。

〔解釈〕

「公文書目録等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 保存・保管文書台帳（文書管理システムを用いない過年度文書）
- (2) 簿冊目録（予定）（文書管理システムを用いる現年度文書）
- (3) 簿冊目録（文書管理システムを用いる過年度文書）
- (4) ファイル基準表（公安委員会及び警察本部長の現年度文書）
- (5) 文書ファイル管理簿（公安委員会及び警察本部長の過年度文書）

〔運用〕

- 1 公文書目録等については、本条において、その作成と一般の閲覧に供することが義務付けられており、その整備については、施行規則第14条の規定により、文書学事課（県民プラザ）に備え置くものとする。

第 33 条 運用状況の公表

第 33 条 知事は、毎年、各実施機関におけるこの条例の運用状況について、公表しなければならない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、知事がこの条例の運用状況について公表しなければならないことを定めたものである。
- 2 本条は、情報公開制度の運用状況を県民に公表することにより県民の適正な利用を推進し、併せて実施状況を的確に把握して今後の適正な運用の参考とするものである。

〔解釈〕

- 1 各実施機関は、自らの判断と責任において、この条例に基づく情報公開を推進する責務を負うものであるが、運用状況については、県民が全体を把握できるよう、知事が一括取りまとめて公表する。
- 2 公表事項は、次のとおりである。
 - (1) 公文書の開示請求の件数
 - (2) 公文書の開示をする旨の決定をした公文書数
 - (3) 公文書の部分開示をする旨の決定をした公文書数
 - (4) 公文書の開示をしない旨の決定の件数
 - (5) 審査請求の件数
 - (6) 審査請求の処理状況
 - (7) 情報の公表及び提供の状況
 - (8) その他必要な事項
- 3 公表の方法は、施行規則第 15 条の規定によりホームページに掲載して行っている。

〔運用〕

運用状況は、文書学事課（情報公開推進室）において取りまとめる。

第34条 他の制度等との調整

第1項 法令等との調整

第34条 法令等の規定により、実施機関に対して公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本その他写しの交付を求めることができる場合における当該公文書の閲覧及び写しの交付については、当該法令等の定めるところによる。

〔趣旨〕

本条第1項は、法令又は他の条例の規定により公文書の閲覧等の手続が定められている場合におけるこの条例の規定との調整について定めたものである。

〔解釈〕

- 1 法令又は他の条例の規定により、閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付が認められている公文書については、この条例の規定に基づく当該公文書の閲覧及び写しの交付は行わず、当該法令等が定めるところに従って行うものである。
- 2 法令等の規定において、閲覧又は縦覧の期間が定められている場合や、閲覧又は縦覧ができる者を利害関係人等に限定している場合があるが、それらの公文書については、当該期間が終了した場合や利害関係人等ではないものにとっては、当該法令等の定めるところではないため、当該公文書の閲覧及び写しの交付についてこの条例の規定が適用されることとなる。
- 3 また、法令等の規定により、閲覧又は縦覧の手続が定められていても、謄本、抄本等の交付に関する規定が定められていない場合も同様である。

〔運用〕

法令又は他の条例の規定による閲覧等の手続の主な例及びこの条例との調整は次のとおりである。

(1) 法令又は他の条例の規定による閲覧等の手続の主な例

ア 閲覧

- ・ 建設業法第13条による許可申請書、変更届出書等の閲覧
- ・ 不動産の鑑定評価に関する法律第31条第1項による不動産鑑定業者登録等の閲覧
- ・ 宅地建物取引業法第10条による宅地建物取引業者名簿の閲覧
- ・ 特定非営利活動促進法施行条例第6条による事業報告書等の閲覧及び謄写

イ 縦覧

- ・ 都市計画法第20条第2項による都市計画の図書又はその写しの縦覧
- ・ 漁業法第132条（第101条第4項を準用）による内水面漁場管理委員会議事録の縦覧

ウ 謄本、抄本等の交付

- ・ 電気工事業の業務の適正化に関する法律第16条による電気工事業者登録簿の謄本の交付
 - ・ 都市計画法第47条第5項による開発登録簿の写しの交付
- なお、上記の2件については、閲覧の手続も定められている。

エ 請求者を制限しているもの

- ・ 都市再開発法第134条第2項による市街地再開発事業に関する簿書の閲覧（利害関係者）
- ・ 労働委員会規則第41条の7第9項による審問調書の閲覧（当事者又は関係人）

オ 期間を制限しているもの

- ・ 都市計画法第17条第1項による都市計画の案の縦覧（公告の日から2週間）

(2) この条例との調整

ア 他の法令等の規定による閲覧等においては、閲覧等の請求者の範囲、閲覧等の期間、閲覧等を行うことができる公文書の範囲について限定をしている場合があるが、このような場合におけるこの条例との調整は、その請求が、本項にいう「手続が定められている場合」に当たるかどうかという解釈の問題となる。

(ア) 請求者の範囲を限定している場合

法令等に定められている請求者については、当該法令等の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定は適用されないが、当該法令等により定められている請求者以外のものについては、他の法令等の規定による閲覧等の「手続が定められている場合」に該当しないから、この条例の定めるところにより公文書の開示の請求を行うことができるものである。

(イ) 閲覧等の期間を制限している場合

法令等で閲覧等の期間を制限している場合には、当該期間については当該法令等の規定による閲覧等の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定は適用されないが、当該期間の前後については、法令等の規定による閲覧等の「手続が定められている場合」に該当しないから、この条例の定めるところにより公文書の開示の請求を行うことができるものである。

(ウ) 閲覧等の公文書の範囲を限定している場合

法令等による閲覧等には閲覧等を行うことができる公文書の範囲を限定している場合があるが、認められている公文書の閲覧等については当該法令等の規定により閲覧等を行うことができるので、この条例の規定は適用されないが、それ以外の公文書の閲覧等については、法令等の規定による閲覧等の「手続が定められている場合」に該当しないことから、この条例の定めるところにより公文書の開示の請求を行うことができるものである。

イ 閲覧等の手続を定めている法令等の中には、閲覧又は縦覧の手続についてのみ定めているだけで、謄本、抄本等の交付については何ら規定していないといったものがある。

このような場合は、この条例が定めている公文書の開示のうち公文書の閲覧については、法令等の規定により手続が定められていることとなるから、この条例の規定は適用されないが、当該公文書の写しの交付については、他の法令等により手続が定められている場合には該当しないから、この条例の規定が適用されることとなる。

第2項 県民の利用に供することを目的とする公文書との調整

2 この条例の規定は、栃木県立図書館、栃木県立美術館、栃木県立文書館その他の施設において県民の利用に供することを目的として管理されている公文書の閲覧及び写しの交付については、適用しない。

〔趣旨〕

本条第2項は、栃木県立図書館、栃木県立美術館、栃木県立文書館その他の施設において県民の利用に供することを目的として管理している公文書については、当該施設の利用規程等により、閲覧及び複製の手続が定められているため、当該規程等を優先させることとし、この条例の規定が適用されない旨を定めたものである。

〔解釈〕

- 1 「栃木県立図書館、栃木県立美術館、栃木県立文書館その他の施設」とは、栃木県立図書館、栃木県立美術館、栃木県立文書館のほか、これらと同様に、県民の利用に供することを目的として資料の収集及び管理をしている施設をいう。
- 2 「県民の利用」とは、県民がその定められた利用規程等に基づき閲覧あるいは写しの交付、貸出しなどを受けられることをいう。

〔運用〕

本項に該当する施設の主なものは、次のとおりである。

- ・ 栃木県立図書館
- ・ 栃木県立足利図書館
- ・ 栃木県立美術館
- ・ 栃木県立博物館
- ・ 栃木県立文書館
- ・ 県民プラザ

第34条の2 適用除外

第34条の2 この条例の規定は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物については、適用しない。

〔趣旨〕

- 1 本条は、刑事訴訟に関する書類及び押収物については、この条例の規定は適用しないとするものである。
- 2 訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法第53条及び刑事確定訴訟記録法により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、条例の適用除外とするものである。

〔解釈〕

- 1 「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関し作成された書類をいう。
- 2 「押収物」とは、差押え又は領置により捜査機関が占有を取得した物をいう。差押えとは、差し押さえるべき物の所有者、所持者又は保管者から強制的に占有を取得する処分をいい、領置とは、被告人、被疑者その他の物が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物についてその占有を取得する処分をいう。

〔運用〕

- 1 本条に該当する書類及び押収物の主なものは、次のとおりである。
 - ・ 被害届、告発状、告訴状
 - ・ 実況見分調書、供述調書
 - ・ 被疑者から押収した手帳、ビデオ、フロッピーディスク
- 2 本条に該当する文書について開示請求があった場合、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による救済の対象とするため、条例の適用除外を理由として、非開示決定を行う。

第35条 委 任

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、この条例の施行に関し必要な事項は、各実施機関がそれぞれ規則等により定めることとしたものである。

【運用】

本条により知事が定めた規則等は、次のとおりである。

- ・ 施行規則
- ・ 情報公開事務取扱要綱
- ・ 情報公開の総合的推進に関する要綱
- ・ 公文書情報の提供に関する要領
- ・ 行政資料の収集管理に関する要領
- ・ 行政資料の有償頒布に関する要領
- ・ 知事が所管する出資法人等の情報公開の推進に関する要綱
- ・ 知事が所管する公の施設を管理する指定管理者の情報公開の推進に関する要綱
- ・ 栃木県情報公開連絡会議設置要綱
- ・ 栃木県情報公開条例の解釈及び運用の基準

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の栃木県公文書の開示に関する条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定により、現にされている公文書の開示の請求は、改正後の栃木県情報公開条例（以下「新条例」という。）第5条の規定による開示請求とみなす。
- 3 この条例の施行の際現にされている旧条例第12条第1項に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、新条例第19条第1項に規定する同法に基づく不服申立てとみなす。
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例中これに相当する規定がある場合には、新条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 5 旧条例第13条第1項の規定により置かれた栃木県公文書開示審査会は、新条例第22条第1項の規定により置く審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第13条第3項の規定により栃木県公文書開示審査会の委員に任命されている者は、新条例第22条第4項の規定により任命された者とみなし、その任期は、同条第5項の規定にかかわらず、平成12年9月30日までとする。

〔趣旨〕

- 1 第1項は、この条例の施行期日を定めたものである。
- 2 第2項乃至第6項は、この条例の施行に伴う所要の経過措置について定めたものである。

附 則（平成13年栃木県条例第11号）

- 1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 改正後の栃木県情報公開条例の規定は、公安委員会及び警察本部長が保有している同条例第2条第2項に規定する公文書については、平成13年1月1日以降に作成され、又は取得されたものについて適用する。

〔趣旨〕

- 1 この改正条例は、警察行政の透明性の確保と説明責任の遂行のため、公安委員会及び警察本部長を実施機関に加えるため、所要の改正をしたものである。

主な改正点

- ① 公安委員会及び警察本部長を実施機関に加える。
 - ② 公共の安全と秩序の維持に関する情報の開示の可否について、実施機関の第一次的判断を尊重する。
 - ③ 刑事訴訟に関する書類及び押収物については、適用除外とする。
- 2 第1項は、この改正条例の施行日について定めたものである。
 - 3 第2項は、公安委員会及び警察本部長の対象公文書について定めたものである。

附 則（平成 14 年栃木県条例第 24 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
（栃木県情報公開条例の一部改正）
- 13 栃木県情報公開条例（平成 12 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「、地方公営企業の管理者」を削る。

〔趣旨〕

- 1 栃木県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（以下「企業局改正条例」という。）は、公営企業に管理者を置かないこととし、所要の改正をしたものである
主な改正点
 - ① 公営企業に管理者を置かないこととする。
 - ② 組織の名称を企業庁から企業局に改める。
- 2 第 1 項は、企業局改正条例の施行日について定めたものである。
- 3 第 13 項は、実施機関から地方公営企業の管理者を削除したものである。

附 則（平成 14 年栃木県条例第 39 号）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条及び第 15 条第 1 項の規定は、この条例の施行後にされた開示請求について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

〔趣旨〕

- 1 この改正条例は、独立行政法人法の制定に伴い、独立行政法人等を国に準じて取り扱うこと等のため、所要の改正をしたものである。
主な改正点
 - ① 個人に関する情報としては非開示としないものとして、独立行政法人等の役員及び職員の職務遂行に係る情報であるときを加える。
 - ② 独立行政法人等を国に準じて取り扱うこととする。
- 2 第 1 項は、この改正条例の施行日について規則に委任したものである。これを受けて、栃木県情報公開条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（平成 14 年栃木県規則第 56 号）を制定し、平成 14 年 10 月 1 日から施行することとした。
- 3 第 2 項は、この改正条例の施行に伴う所要の経過措置について定めたものである。

附 則（平成 14 年栃木県条例第 65 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

〔趣旨〕

- 1 この改正条例は、日本郵政公社法の制定等に伴い、国家公務員と独立行政法人等との身分を併せ持つ日本郵政公社の役員及び職員の身分の整理のため、所要の改正をしたものである。

改正点

日本郵政公社の役員及び職員を国家公務員から除く。

- 2 この改正条例の施行日について定めたものである。

附 則（平成 16 年栃木県条例第 14 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

〔趣旨〕

- 1 この改正条例は、地方独立行政法人法の制定に伴い、地方独立行政法人を地方公共団体に準じて取り扱うこと等のため、所要の改正をしたものである。

主な改正点

- ① 個人に関する情報としては非開示としないものとして、地方独立行政法人の役員及び職員の職務遂行に係る情報であるときを加える。
- ② 地方独立行政法人を地方公共団体に準じて取り扱うこととする。

- 2 この改正条例の施行日について定めたものである。

附 則（平成 16 年栃木県条例第 48 号）抄

- 1 この条例は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

〔趣旨〕

労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）の一部改正に伴い、栃木県地方労働委員会を栃木県労働委員会と改めるため、所要の改正をしたものである。

附 則（平成 17 年栃木県条例第 17 号）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |
|--|

〔趣旨〕

- 1 この改正条例は、指定管理者が公の施設の管理に関して保有する情報の公開を推進すること等のため、所要の改正をしたものである。

主な改正点

- ① 事務事業に関する情報であって、公開することにより当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものの例示に、租税の賦課若しくは徴収を加える。
 - ② 指定管理者は公の施設の管理に関して保有する情報の公開を推進するため必要な措置を講ずるよう努めるものとし、実施機関はそのため必要な措置を講ずるものとする。
 - ③ 守秘義務規定に違反した情報公開審査会の委員に対する罰金の金額を 30 万円から 50 万円に引き上げる。
- 2 第 1 項は、この改正条例の施行日について定めたものである。
 - 3 第 2 項は、この改正条例の施行に伴う所要の経過措置について定めたものである。

附 則（平成 19 年栃木県条例第 41 号）抄

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。 |
|---|

〔趣旨〕

- 1 この改正条例は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）の施行に伴い、所要の改正をしたものである。

改正点

- 日本郵政公社の役員及び職員を公務員等から除く。
- 2 第 1 項は、この改正条例の施行日について定めたものである。

附 則（平成 25 年栃木県条例第 35 号）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。2 この条例の施行前にされた第 2 条の規定による改正前の栃木県情報公開条例第 18 条第 1 項の規定による開示の申出に係る公文書の開示については、なお従前の例による。 |
|--|

〔趣旨〕

- 1 この改正条例は、県政に関する情報公開の一層の推進を図るため、公文書の開示等に係る請求権者の範囲を拡大することについて、所要の改正をしたものである。

主な改正点

- ① 「何人も」、実施機関に対し、公文書の開示を請求することができることとする。
 - ② 公文書の開示の申出があった場合の任意的な開示の規定を削除する。
- 2 第 1 項は、この改正条例の施行日について定めたものである。
 - 3 第 2 項は、この改正条例の施行に伴う所要の経過措置について定めたものである。

附 則（平成 25 年栃木県条例第 36 号）

| |
|------------------------------|
| この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 |
|------------------------------|

〔趣旨〕

- 1 この改正条例は、特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）の一部改正に伴い、国有林野事業について国営企業の形態が廃止され、これをもって国営企業がすべてなくなったため、所要の改正をしたものである。

改正点

- 国営企業の経営上の利益に係る非開示情報に関する文言を削除する。
- 2 この改正条例の施行日について定めたものである。

附 則（平成 27 年栃木県条例第 2 号）抄

| |
|------------------------------|
| この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 |
|------------------------------|

〔趣旨〕

- 1 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）の一部改正に伴い、公文書の開示義務に関する規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改めること等のため、所要の改正をしたものである。
- 2 この改正条例の施行期日について定めたものである。

附 則（平成 28 年栃木県条例第 10 号）抄

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第 3 条 この条例の施行前に栃木県情報公開審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、当該諮問について栃木県情報公開審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手続とみなす。この場合において、第 7 条第 1 項中「4 人及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは、「5 人以内」とする。

第 4 条 栃木県情報公開審査会の委員であった者に係るその職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、附則第 2 条の規定の施行後も、なお従前の例による。

第 5 条 附則第 2 条の規定の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔趣旨〕

- 1 行政不服審査法の全部改正に伴い、知事が審査請求に係る審理員意見書の提出を受けた場合に諮問する等の機関として栃木県行政不服審査会を設置するため、新たに栃木県行政不服審査会条例（平成 28 年栃木県条例第 10 号）を制定したことに伴い、情報公開審査会に関する規定（第 22 条～第 27 条）を削除するため、所要の改正をしたものである。
- 2 第 1 条は、この改正条例の施行日について定めたものである。
- 3 第 3 条から第 5 条までは、この改正条例の施行に伴う所要の経過措置について定めたものである。

附 則（平成 28 年栃木県条例第 15 号）抄

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

〔趣旨〕

- 1 地方独立行政法人栃木県立がんセンターの設立に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成 28 年栃木県条例第 15 号）の制定に伴い、条例第 2 条で定める実施機関に県が設立した地方独立行政法人を加える等のため、所要の改正をしたものである。
- 2 この改正条例の施行日について定めたものである。

附 則（平成 28 年栃木県条例第 20 号）抄

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正前の栃木県情報公開条例（以下「旧情報公開条例」という。）第 12 条第 1 項に規定する開示決定等（以下この項において「開示決定等」という。）又は旧情報公開条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求（以下この項において「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。この場合において、開示決定等に係る不服申立てについての旧情報公開条例第 19 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、これらの規定中「栃木県情報公開審査会」とあるのは、「栃木県行政不服審査会」とする。

〔趣旨〕

- 1 行政不服審査法（昭和 37 年法律第）の全部改正により、条例に基づく処分に係る審査請求について、条例に特別の定めがある場合は、審理員に関する規定を適用しないこととされたこと等に伴い、所要の改正をしたものである。

主な改正点

- ① 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、審理員による審理手続に関する規定は、適用しないこととする。
 - ② 開示決定等について審査請求があったときに加え、開示請求等に係る不作為について審査請求があったときも、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき等を除き、遅滞なく、審査会に諮問しなければならないこととする。
 - ③ ②の諮問は、弁明書の写しを添えてしなければならないこととする。
- 2 第 1 項は、この改正条例の施行日について定めたものである。
 - 3 第 2 項は、この条例の改正前に実施機関が行った決定等又は実施機関の不作為についての不服申立ての取扱に係る所要の経過措置を定めたものである。

附 則（平成 29 年栃木県条例第 19 号）抄

- 1 この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

〔趣旨〕

- 1 行政機関情報公開法の一部改正に伴い、非開示情報（個人に関する情報）の定義に係る所要の改正をしたものである。（個人情報保護条例改正に伴う改正）

主な改正点

- ① 非開示情報（個人に関する情報）の定義について、明確化を図ることとした。
- 2 第 1 項は、この改正条例の施行日について定めたものである。